

小美玉市地域福祉計画

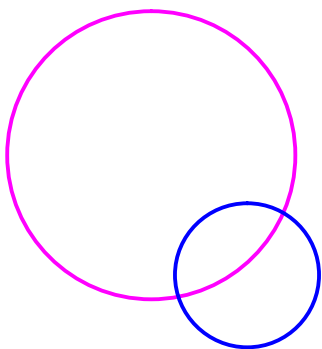
(素案)

ぬくもりあふれるまちづくり



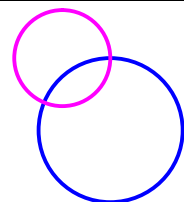
平成23年3月

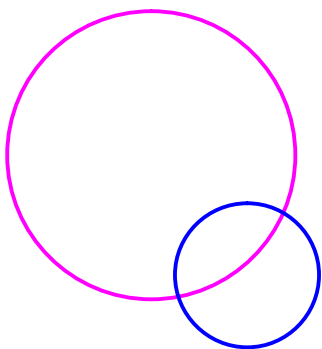
小美玉市



総

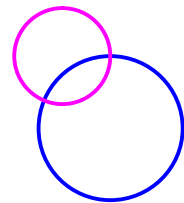
論

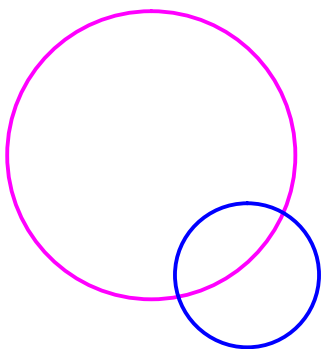




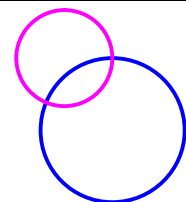
各

論





資料編



目 次

総 論

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	法令等の根拠及び計画の性格	2
3	計画の期間	4
4	計画の策定体制	4
(1)	小美玉市地域福祉計画策定委員会の設置	4
(2)	アンケート調査の実施	4

第2章 地域福祉に関する現状

1	人口・世帯の構造等	5
(1)	人口の推移	5
(2)	世帯数の推移	6
(3)	外国人登録	10
2	障がい者	11
(1)	障がい者数の推移	11
(2)	身体障がい者	13
(3)	知的障がい者	14
(4)	精神障がい者	14
3	生活保護	16
(1)	生活保護世帯の推移	16
4	地域福祉を支える各種団体等の状況	17
(1)	自治会の状況	17
(2)	ボランティア団体・NPO法人の状況	18
(3)	社会福祉協議会の状況	21
(4)	民生委員・児童委員及び主任児童委員の状況	21

5	アンケート調査結果要約	22
(1)	地域とのかかわり	22
(2)	地域活動への参加状況	22
(3)	地域、生活に関する情報の入手実態	23
(4)	生活上の悩み、住民同士の支えあい	23
(5)	ボランティアやNPO活動への参加状況	24
(6)	地域福祉に関する社会的資源の認知度、必要性	24
(7)	小美玉市の地域福祉に関する各種施策への評価	25
(8)	市民と行政の協働体制	25
(9)	地域福祉の優先度	25
6	各種関連計画の概要	26
(1)	総合計画	26
(2)	子育て	27
(3)	障がい者	28
(4)	高齢者・介護	29
(5)	小美玉市社会福祉協議会	31

第3章 計画の基本方向

1	基本理念	32
2	基本目標	33
3	体系図	34

各 論

第1章 みんなに届く福祉サービスづくり

1 相談支援・情報提供体制の充実	35
2 福祉サービスの充実	40
3 自立支援体制の充実	44

第2章 地域で共に支えあうあたたかな心づくり

1 支えあう心の育成	48
2 地域福祉を支える人材の育成と活動の活性化	53
3 地域でのふれあい、交流の場づくり	58

第3章 安心して暮らせるまちづくり

1 生活環境整備の充実	63
2 地域福祉のネットワークづくり	67
3 防犯・防災体制の充実	72

第4章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制	77
2 計画の評価体制	77

資料編

1 策定経過	79
2 小美玉市地域福祉計画策定委員会設置要綱	80
3 小美玉市地域福祉計画策定委員会委員名簿	81

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化や世帯規模の縮小化等に伴い、私たちが住む地域には、一人暮らしで話し相手のいない高齢者、障がいがあり生活の自立や社会参加のために支援を必要とする人、子育てや家族の介護で悩んでいる人など、何らかの手助けや支援を必要としている人たちが増えています。また、価値観や生活様式の多様化等により人と人とのつながりが希薄になる中で、対人的な不安やストレスを感じたり、社会的に孤立したりするといった問題も生じています。

これらの手助けや支援を必要としている人たちが抱える生活上の様々な課題への対応は、もはや行政による対象者ごとの福祉サービスだけでは十分とは言えません。住民誰もが幸せに暮らせる地域社会を実現するためには、地域の人びとの支え合い・助け合いはもとより、地域の防犯・防災、自然環境の保護などの住民活動と一体になった広い意味での地域福祉活動が求められています。

こうしたことから、住民一人ひとりの福祉に対する意識を変え、地域への参加意識を高めながら、地域の中で孤立している人たちを結びつけ、生涯を通してお互いの人間関係を深めていくために必要となる施策やしくみづくりを進めていくことが必要になります。

同時に、地域住民、NPO（=Non-Profit Organization、民間の非営利組織）、ボランティア団体等の市民組織、社会福祉事業者及び行政が各々の役割を明確にしながら連携し、新しい地域社会をつくっていくことが必要です。

以上のようなことから、地域に暮らす一人ひとりが積極的に地域づくりに関わり、すべての市民が生涯を通して生き生きと、自分らしく、安心して暮らせる地域づくりを進めていくための指針となるべき計画として、「小美玉市地域福祉計画」を策定しました。

2 法令等の根拠及び計画の性格

【社会福祉法から抜粋】

【地域福祉の推進】

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

【市町村地域福祉計画】

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

■計画の位置づけ

平成21年度を初年度とする「小美玉市総合計画」における地域福祉分野を推進するための基本計画としての性格を持ちます。

また、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置付けられます。

■計画の性格

本市には、「小美玉市子育て・子育て支援計画」、「小美玉市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画」、「第1次小美玉市障がい者計画・第2期小美玉市障がい福祉計画」などの個別計画があり、それぞれの分野固有の施策、達成目標などは、各個別計画に基づいて推進します。

一方、本地域福祉計画はこれらの計画に基づく施策を推進する上での共通する理念と地域福祉を進めていくための基本的な方向を内容とします。

■上位計画・地域福祉関連計画等との関係図

小美玉市総合計画

●まちづくりの基本理念

- 「協働と連携で自立性の高いまちへ」
- 「自然が彩るふるさと文化が息づくまちへ」
- 「人・もの・情報が集う新しいまちの交流へ」

●将来像

「人が輝く 水と緑の交流都市」

●基本目標

- 1 みんなで創る自治のまち
- 2 未来を拓く快適・便利なまち
- 3 うるおいのある安全・安心なまち
- 4 ぬくもりにあふれる健やかなまち
- 5 活力に満ちた産業のまち
- 6 個性豊かな教育・文化のまち
- 7 信頼で築く自主・自立のまち

◎小美玉市地域福祉計画

小美玉市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画

【基本理念】

好きだから このまちですっと 過ごすために
 ↓
 新たな福祉社会づくりをめざして ↓

第1次小美玉市障がい者計画・第2期小美玉市障がい福祉計画

【基本理念】

「ノーマライゼーション」と「完全参加」

小美玉市子育て・子育て支援計画

【基本理念】

ともに育ち、ともに支えあいながら 喜びと夢に満ちた、心豊かな次代を育てよう

3 計画の期間

本計画は、平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間とします。
なお、平成26年度に計画の見直しを行うものとします。

4 計画の策定体制

(1) 小美玉市地域福祉計画策定委員会の設置

「小美玉市地域福祉計画」の策定は、学識経験者、市議会議員、福祉関係者、保健医療関係者、行政機関関係者などの委員からなる「小美玉市地域福祉計画策定委員会」を設置し、審議・検討を行いました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、市民の現状や意向などを把握し、計画づくりに反映するために、アンケート調査を行いました。

■アンケート調査の概要

対 象	配布数	回収数	回収率
満20歳以上の市民	2,000人	826人	41.3%

調査の方法：満20歳以上の市内在住者より無作為に抽出し、郵送による配布回収
実施時期：平成21年10月30日～11月10日

第2章 地域福祉に関する現状

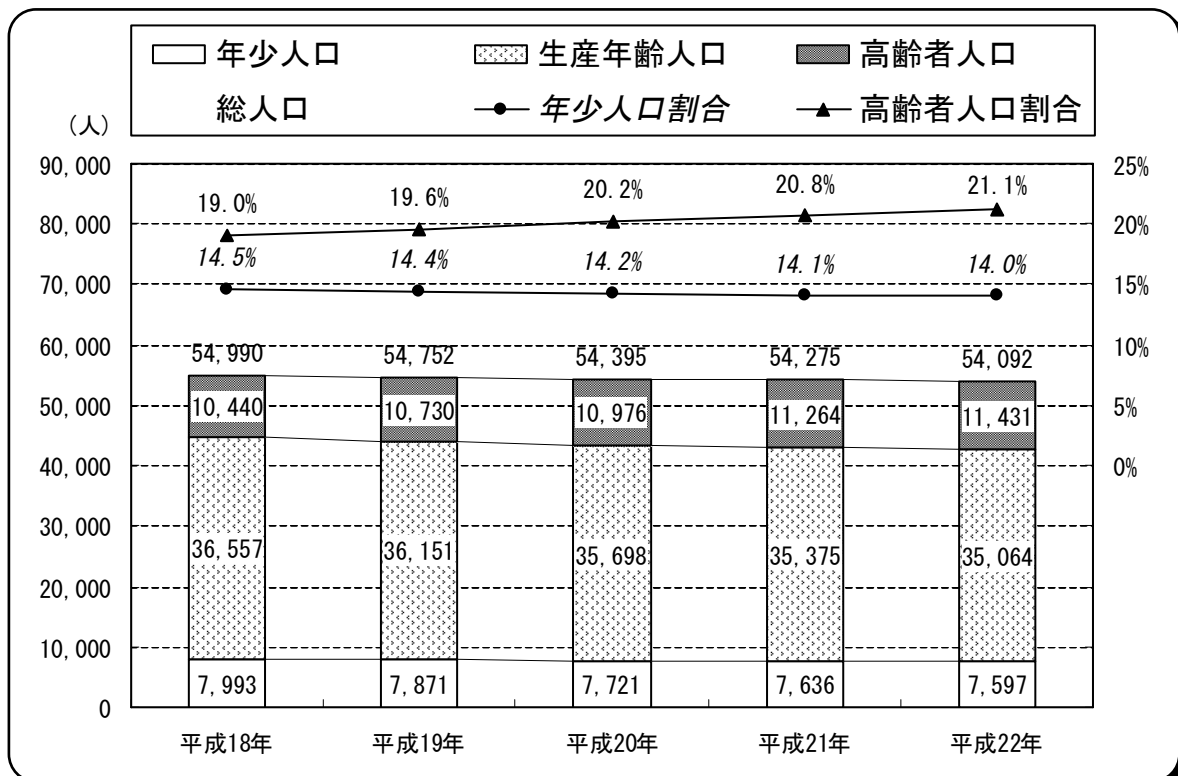
1 人口・世帯の構造等

(1) 人口の推移

住民基本台帳と外国人登録から本市の人口推移をみると、総人口では減少傾向を示しており、平成22年では54,092人となっています。

また、年少人口(15歳未満)割合は減少傾向、高齢者人口(65歳以上)割合は増加傾向にあり、平成22年では年少人口割合が14.0%に対し、高齢者人口割合は21.1%と上回り、両者の差は大きくなっています。

●図表 2-1 人口推移



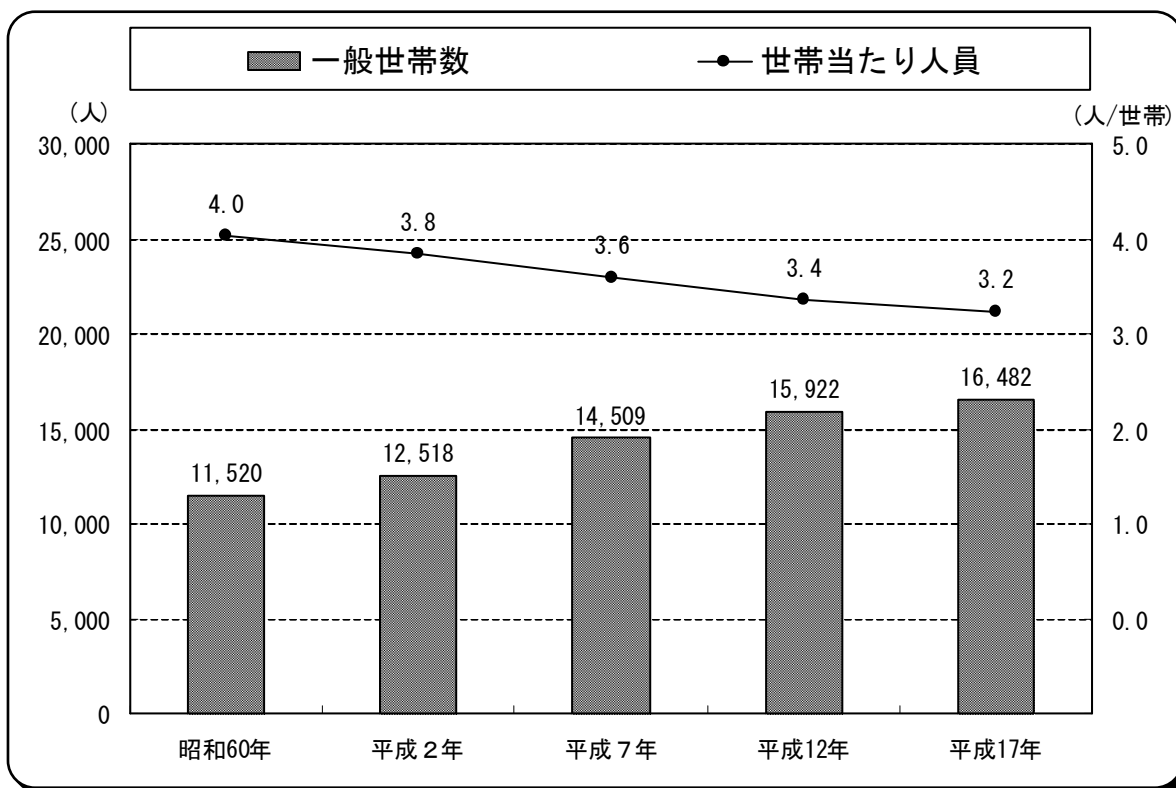
資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)及び外国人登録(各年3月31日現在、平成22年のみ12月28日現在)年齢不詳除く

(2) 世帯数の推移

世帯数では昭和60年の11,520世帯から平成17年の16,482世帯へと増加しています。

一方、世帯当たりの人員では昭和60年での4.0人から平成17年での3.2人へと減少傾向が続いており、核家族化やひとり暮らし世帯の割合が増加していると考えられます。

●図表 2-2 世帯数及び世帯当たり人員推移



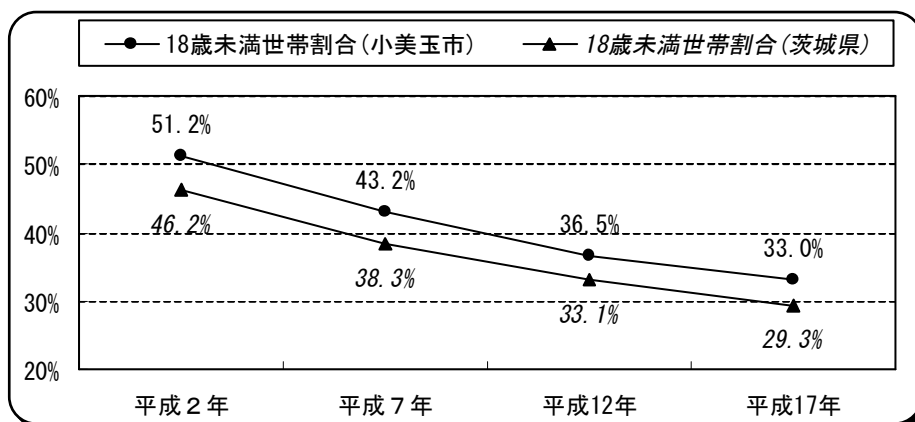
資料：国勢調査

■子どものいる世帯

一般世帯に占める 18 歳未満児童のいる世帯の割合は、平成 2 年での 51.2% から平成 17 年では 33.0%まで減少しており、子どものいる世帯が減少していることがわかります。

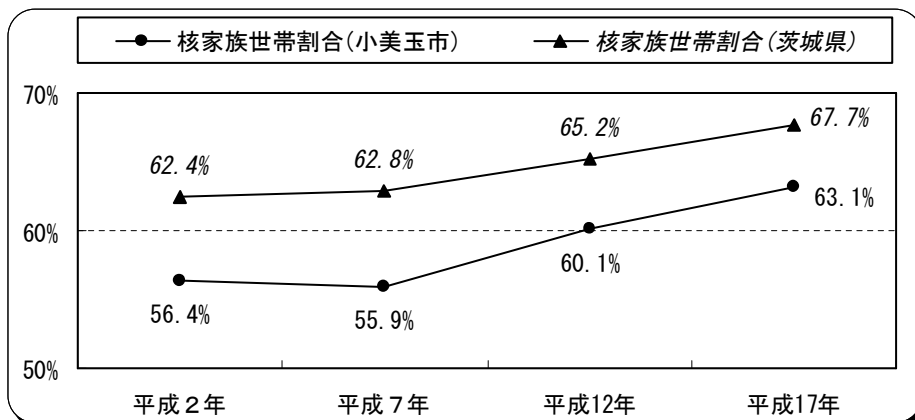
また、その中で親と子どもだけのいわゆる核家族世帯の割合は約 6 割にのぼり、平成 17 年では 63.1%にまで増加しています。

●図表 2-3 18 歳未満児童のいる世帯割合推移



資料:国勢調査

●図表 2-4 18 歳未満児童のいる世帯に占める核家族世帯割合推移



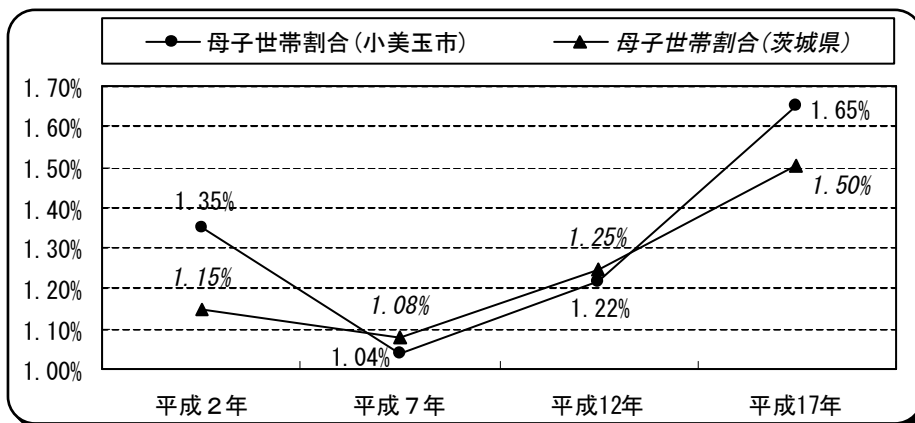
資料:国勢調査

■ 母子・父子世帯

一般世帯に占める母子世帯(母親と20歳未満の子どもだけの世帯)の割合は、平成7年以降増加しており、平成17年では1.65%となっています。

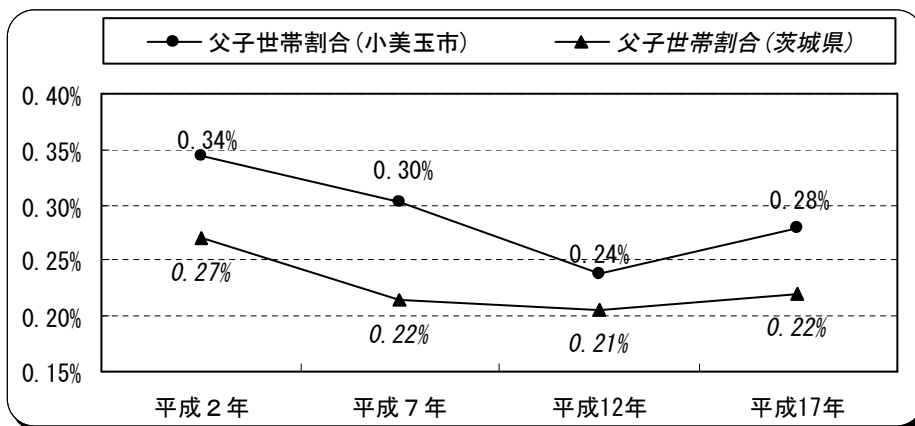
また、父子世帯(父親と20歳未満の子どもだけの世帯)の割合は、県平均よりも高く、0.3%前後を推移しています。

● 図表 2-5 母子世帯割合推移



資料:国勢調査

● 図表 2-6 父子世帯割合推移



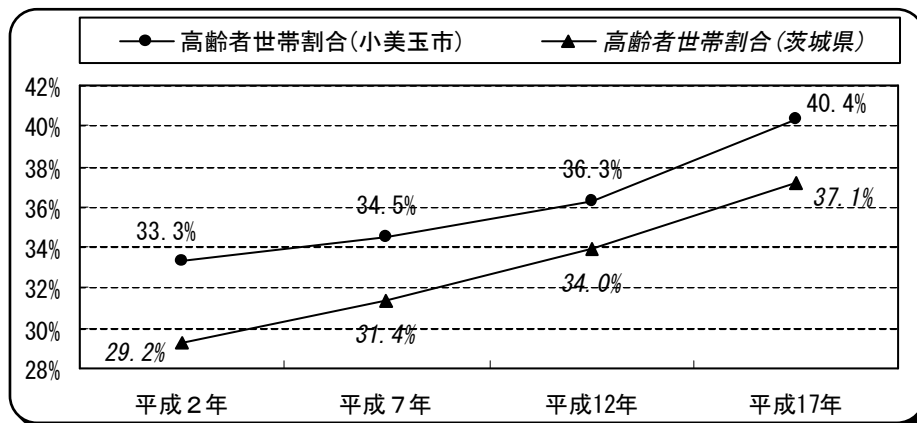
資料:国勢調査

■高齢者のいる世帯

一般世帯に占める 65 歳以上の高齢者がいる世帯の割合は、平成 2 年での 33.3%から平成 17 年では 40.4%まで増加しており、高齢者のいる世帯が増加していることがわかります。

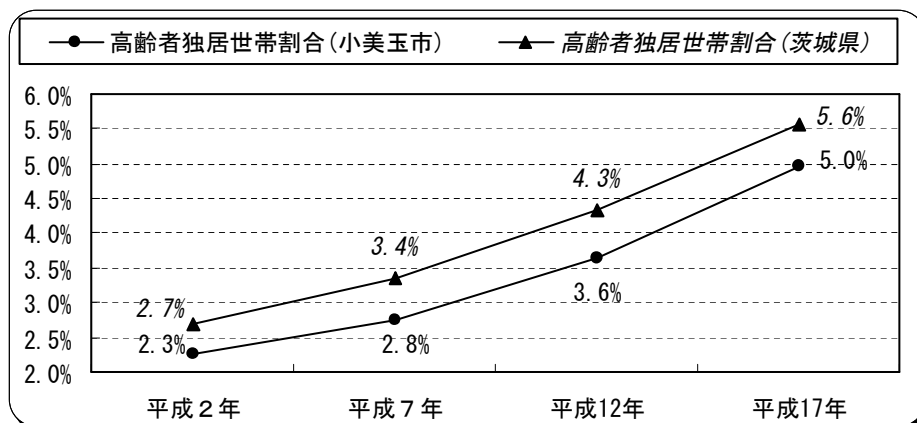
また、一般世帯に占める高齢者ひとり暮らしのいわゆる高齢者独居世帯の割合は、平成 2 年で 2.3%だったものが平成 17 年では 5.0%と 2 倍の伸びを示しています。

●図表 2-7 高齢者世帯割合推移



資料：国勢調査

●図表 2-8 高齢者独居世帯割合推移



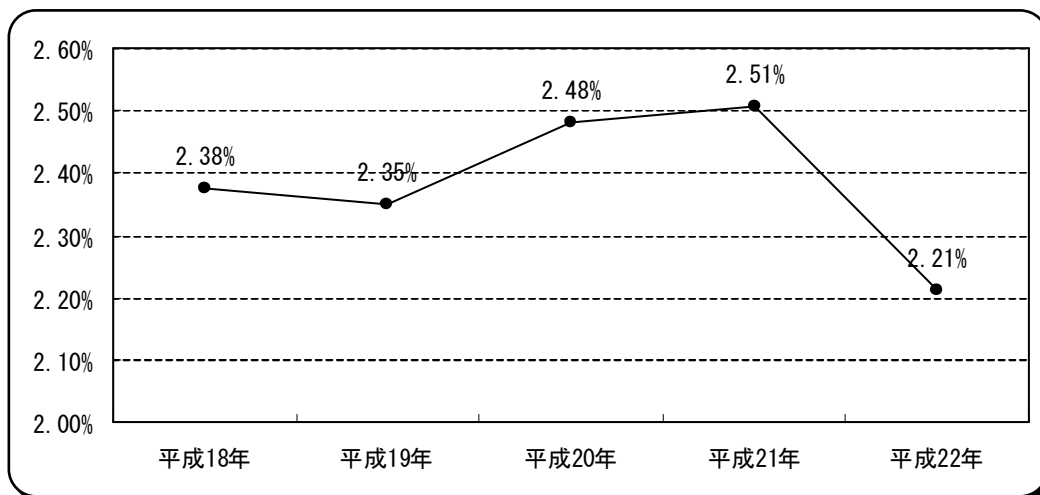
資料：国勢調査

(3) 外国人登録

総人口に占める外国人登録者の割合では、平成19年以降上昇していたものが、平成22年では減少に転じ、2.21%となっています。

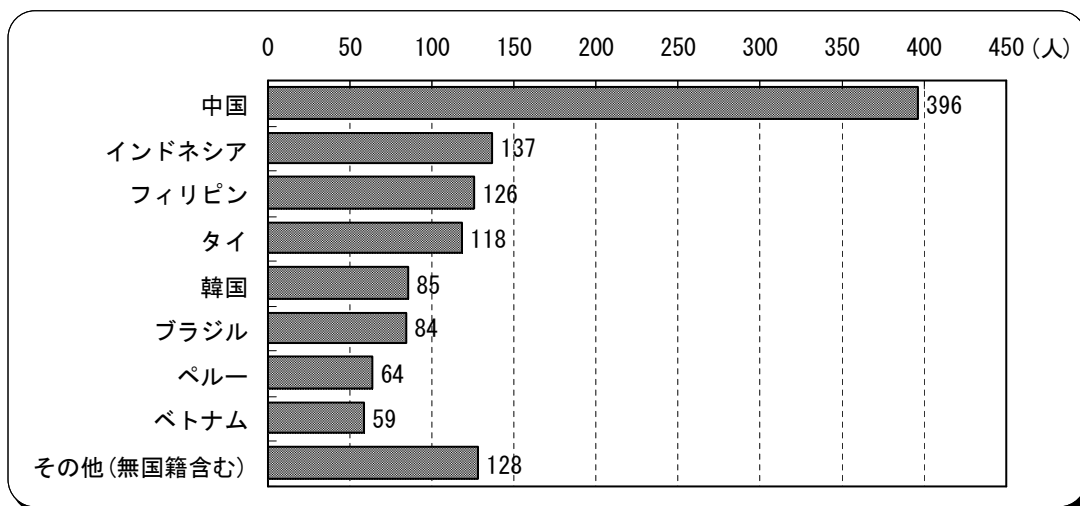
また、国籍では中国が飛び抜けて多く、外国人登録者の約3割を占めています。

●図表 2-9 外国人登録人口割合



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)及び外国人登録(各年3月31日現在、平成22年のみ12月28日現在)

●図表 2-10 国籍別外国人登録人口



資料:外国人登録(平成22年12月28日現在)

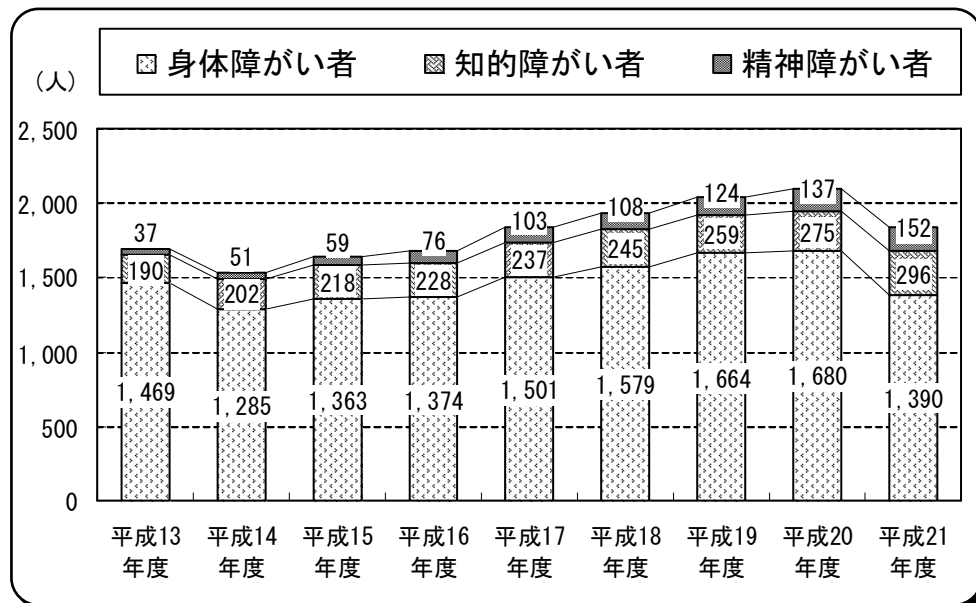
2 障がい者

(1) 障がい者数の推移

障がい者（障がい者手帳所持者）の割合をみると、平成14年度以降、療育手帳所持者（知的障がい者）、精神障がい者保健福祉手帳所持者（精神障がい者）のいずれも増加傾向にあり、身体障がい者手帳所持者（身体障がい者）も増加傾向にありましたが、平成21年度では1,390人に減少しています。

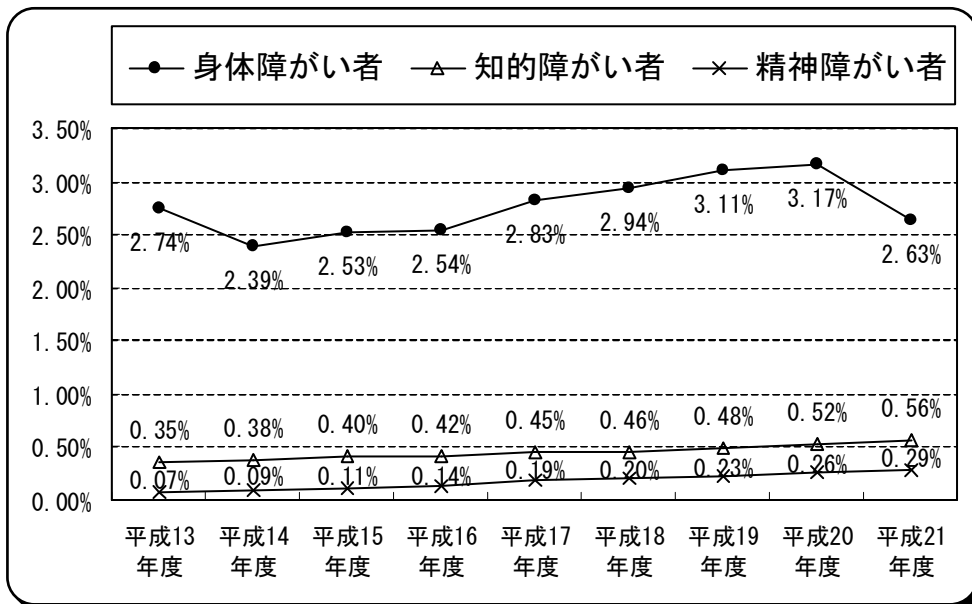
また、市の人口に占めるそれぞれの割合（障がい者割合）をみても療育手帳所持者（知的障がい者）、精神障がい者保健福祉手帳所持者（精神障がい者）は増加傾向にあり、身体障がい者手帳所持者（身体障がい者）は、減少に転じています。

●図表 2-11 障がい者数推移



資料：社会福祉課（各年度末現在）

● 図表 2-12 障がい者割合推移



資料：社会福祉課(各年度末現在)

(2) 身体障がい者

身体障がい者（身体障がい者手帳所持者）の内訳をみると、部位別では肢体不自由の割合が高く半数以上を占め、次いで内臓などの障がいである内部障がいの割合が高くなっています。

一方、障がいの程度を表す手帳等級では、1級の割合が最も高く、重度障がい者の割合が高いことを示しています。

●図表 2-13 身体障がい者数の推移(身体障がい者手帳所持者数)

		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
		実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
身体障がい者数		1,579	-	1,664	-	1,680	-	1,390	-
対人口割合		2.94%	-	3.11%	-	3.17%	-	2.63%	-
部位別内訳	視覚	115	7.3%	123	7.4%	122	7.3%	103	7.4%
	聴覚	94	6.0%	99	5.9%	102	6.1%	86	6.2%
	音声	12	0.8%	12	0.7%	12	0.7%	10	0.7%
	肢体	911	57.7%	948	57.0%	953	56.7%	786	56.5%
	内部	447	28.3%	482	29.0%	491	29.2%	405	29.1%
等級別内訳	1級	582	36.9%	627	37.7%	624	37.1%	514	37.0%
	2級	278	17.6%	282	16.9%	287	17.1%	235	16.9%
	3級	221	14.0%	232	13.9%	243	14.5%	205	14.7%
	4級	309	19.6%	329	19.8%	336	20.0%	290	20.9%
	5級	109	6.9%	109	6.6%	107	6.4%	82	5.9%
	6級	80	5.1%	85	5.1%	83	4.9%	64	4.6%

資料：社会福祉課(各年度末現在)

(3) 知的障がい者

知的障がい者（療育手帳所持者）の手帳等級では、A判定とB判定の割合が高く、特にB判定は増加傾向となっています。

●図表 2-14 知的障がい者数の推移(療育手帳所持者数)

		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
		実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
知的障がい者数		245	-	259	-	275	-	296	-
対人口割合		0.46%	-	0.48%	-	0.52%	-	0.56%	-
程度別内訳	㊤	37	15.1%	39	15.1%	43	15.6%	44	14.9%
	A	84	34.3%	86	33.2%	87	31.6%	92	31.1%
	B	70	28.6%	77	29.7%	84	30.5%	84	28.4%
	C	54	22.0%	57	22.0%	61	22.2%	76	25.7%

資料：社会福祉課(各年度末現在)

(4) 精神障がい者

精神障がい者（精神障がい者保健福祉手帳所持者）の手帳等級では、2級の割合が高く半数以上を占めていますが、1級が増加傾向にあります。

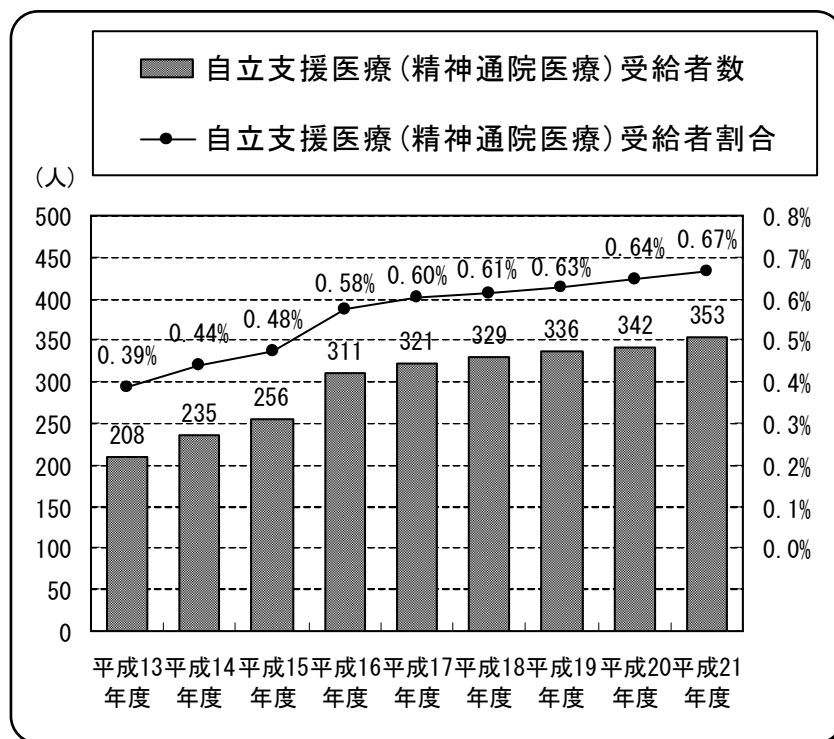
●図表 2-15 精神障がい者数の推移(精神障がい者保健福祉手帳所持者数)

		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
		実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
精神障がい者数		108	-	124	-	137	-	152	-
対人口割合		0.20%	-	0.23%	-	0.26%	-	0.29%	-
等級別内訳	1級	12	11.1%	18	14.5%	22	16.1%	24	15.8%
	2級	68	63.0%	65	52.4%	72	52.6%	84	55.3%
	3級	28	25.9%	41	33.1%	43	31.4%	44	28.9%

資料：社会福祉課(各年度末現在)

自立支援医療（精神通院医療：旧精神障がい者通院医療費公費負担）の受給者数をみると、平成17年度以降はそれまでの伸び幅と比べてゆるやかな増加となっています。

●図表 2-16 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移



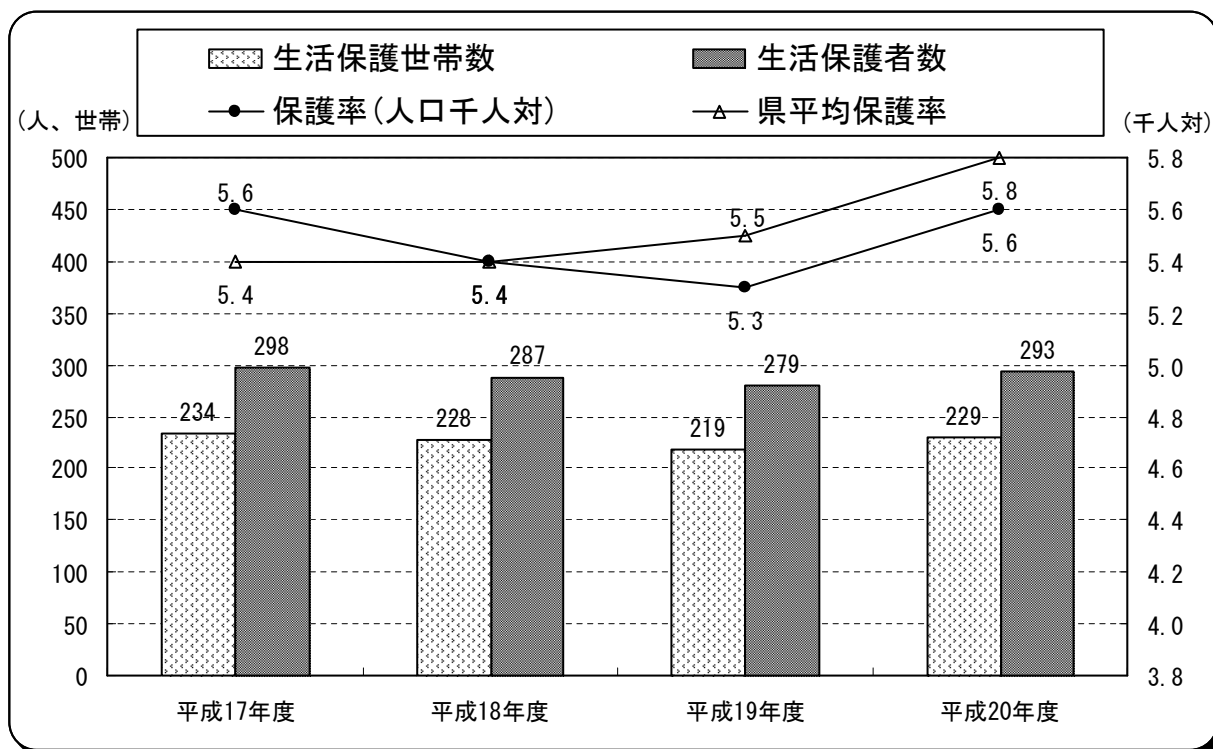
資料：社会福祉課（各年度末現在）

3 生活保護

(1) 生活保護世帯の推移

被保護世帯数および被保護者数ともに減少傾向だったものが、平成20年度では増加傾向に転じています。このため、人口千人当たりの被保護者数も、県平均とともに増加傾向に転じています。

●図表 2-17 生活保護世帯推移



資料：茨城県統計年鑑

4 地域福祉を支える各種団体等の状況

(1) 自治会の状況

自治会は地域住民のふれあいの場をつくり、お互いに助けあって協力をしていくことで、快適で住みよいまちを作り上げていくために、一定の地域内に住む人々の最も身近な自治組織です。

自治会の数は、小川地区 51、美野里地区 49、玉里地区 19 となっています。

●図表 2-18 自治会一覧

小川地区		美野里地区		玉里地区	
1 本田町	27 世楽	52 堅倉	77 大笹	101 岡	
2 中田宿	28 佐才	53 大曲	78 寺崎	102 大井戸平山	
3 大町	29 上吉影	54 仲丸	79 竹原	103 川中子	
4 川岸	30 前原	55 西明地	80 竹原下郷	104 上高崎	
5 横町	31 飯前	56 小岩戸	81 中野谷	105 下高崎	
6 橋向	32 上合	57 上小岩戸	82 上馬場	106 玉里中台	
7 坂上	33 前野	58 西郷地	83 竹原中郷	107 松山	
8 坂下	34 宿	59 柴高	84 小曾納	108 第二東宝	
9 二本松	35 下吉影荒地	60 上鶴田	85 花野井	109 大宮	
10 下馬場	36 下吉影本田	61 下鶴田	86 中台	110 田木谷駅前	
11 小埜	37 貝谷	62 長砂	87 希望ヶ丘	111 田木谷	
12 立延	38 下吉影南原	63 三箇	88 大谷	112 新田木谷	
13 中根	39 下吉影古新田	64 先後	89 金谷久保	113 栗又四ヶ	
14 下田(一)	40 百里自営	65 橋場美	90 十二所	114 みどり野	
15 下田(二)	41 百里開拓	66 清風台	91 高場	115 第三東宝	
16 宮田	42 羽木上	67 張星	92 羽鳥	116 玉里団地	
17 幡谷	43 与沢	68 部室	93 脇山	117 野村田池	
18 川戸	44 外之内	69 納場	94 花館	118 新高浜第一	
19 稲荷坪	45 倉数川前	70 江戸	95 駅前	119 新高浜第二	
20 野田本田	46 倉数川向	71 江戸住宅	96 東平		
21 新林	47 与沢百里	72 羽刈	97 旭		
22 野田古新田	48 清水頭	73 五万堀	98 羽刈前		
23 隠谷	49 山野	74 北浦	99 羽鳥市営住宅		
24 鷺沼	50 田中台	75 高田	100 中峰		
25 伏沼	51 小川ニュータウン	76 手堤			
26 山川					
51		49		19	

資料:総務課(平成 22 年 2 月 1 日現在)

(2) ボランティア団体・NPO法人の状況

「NPO」とは、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称です。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。現在市には、保健・医療・福祉、まちづくり、環境などの分野で活動する4つの団体があります。

一方、小美玉市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターに登録しているボランティア団体は35団体あり、様々な分野で活動を行っています。

●図表 2-19 市内NPO法人一覧

NO	団体名	活動内容
1	いばらき福祉事業団	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険法による指定認知症対応型共同施設生活介護事業 ○通所介護事業 ○訪問介護事業 ○障害者自立支援法に基づく共同生活援助事業 ○適合高齢者専用賃貸住宅の運営管理および相談斡旋事業 ○施設の浄化槽の保守管理点検事業
2	エンジョイントラボ	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者を有する方の社会参加推進事業 ○デザイナー向け勉強会事業 ○ファシリテーター養成事業 ○コミュニケーション活性化を目的としたワークショップ運営事業 ○市民活動支援事業 ○メンタルヘルス対策事業 ○産官学民ネットワーク研究事業 ○作業療法・デザイン振興に関する事業 ○雇用の場の促進に関する事業 ○上記の諸活動を行う団体の支援 ○その他この法人の目的を達成するために必要な事業
3	障害者雇用促進協会	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者の居住、就業支援事業 ○障害者の製作による本やグッズ等の販売事業
4	玉里しみじみの村	<ul style="list-style-type: none"> ○各種イベントの企画、実施等による、まちづくり推進及び福祉増進事業 ○美術館等の設置による、社会教育推進及び文化、芸術振興事業 ○ボート、ヨット、サイクリング等を利用した、スポーツ振興事業 ○自然資源との触れあいを通じた、環境保全及び子供の健全育成事業 ○地域安全のための情報交換、発信事業 ○外国人観光客に対する通訳、案内塔の国際協力事業 ○当法人のホームページ作成等による、情報化社会の発展に資する事業 ○観光客誘致による、経済活動の活性化に資する事業 ○地域振興に取り組む他団体との情報交換、連絡事業 ○その他この法人の目的を達するために必要な事業

資料：茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室「特定非営利活動法人（NPO法人）の設立認証状況一覧」（平成22年11月8日現在）

●図表 2-20 市内ボランティア団体一覧

NO.	団体名	活動内容	活動地区
1	ボランタリー小川	ひとり暮らしのお年寄りを対象に安否確認・手作り弁当の配食サービス(月1回)・日赤乳児院へ衣料協力、裁縫、地域のイベント参加等幅広い福祉活動を実施	小川
2	話し方教室	市の広報誌や図書を朗読録音し、目の不自由な方に送る[声のテープ]の制作や朗読劇による施設慰問を実施	小川
3	手話の会「ストケシア」	手話による聴覚障害者との交流会や学校への手話指導のボランティアサークル	小川
4	絵本とおはなしの会「夢ぼけっと」	地区内外の幼稚園・施設・やすらぎ大学・子供会等にてづくり絵本の読み聞かせやカーテンシアターを行う	小川
5	子ども向け日本語ボランティア「手と手の会」	外国人の子どもの日本語習得支援	小川
6	みのり国際福祉ボランティアアーリー	タイ王国等、アジアのストリートチルドレンの救済を目的としバザー・福祉活動を展開	美野里
7	だん暖	社協の歳末たすけあい事業「餅つき大会」の協力や、施設などへうす・きね持参の出張餅つきを行う	美野里
8	スイートピー	町内会有志が結成。国際協力・災害義援等を目的とした「アルミ缶回収運動」を実施	美野里
9	株式会社前川林業 清掃ボランティア	社員教育の一環として、美野里ロードパーク、桜並木、周辺道路や仲丸神社の清掃を毎朝365日実施	美野里
10	美野里ライオンズクラブ	県立盲学校の栽培学習や老人マッサージ実地訓練の協力、献血献眼、献腎運動の啓発他チャリティ活動	美野里
11	小美玉市食生活改善推進協議会	毎月1回ひとり暮らし高齢者を対象とした給食サービス及び90歳以上の高齢者を対象とした「サロンドみのり」調理ボランティア	美野里
12	小美玉市母子寡婦福祉協会	福祉バザーの実施やひとり暮らし高齢者・高齢世帯を対象とした「歳末もちつき大会」への協力	美野里
13	すみれの会	生協の福祉グループとして結成。市内外の福祉施設、福祉作業所、各種催事の保育ボランティアとして活動	美野里
14	ポピー	青丘園のボランティアグループとして結成。青丘園他福祉作業所、各種催事の保育ボランティアとして活動	美野里
15	点訳サークル てんとうむし	社協の点字講座の受講生が結成。月2回の勉強会を行いながら小学校にも点字指導や点字本の制作を行う	美野里
16	手話サークル	毎週1回の勉強会を行いながら、小学校等にもボランティアとして出向く。町文化祭においては手話コーラスを実施	美野里
17	配食サービスボランティア	毎週2回、町民のひとり暮らし高齢者等に昼食のお弁当を利用者宅に配食するとともに安否確認を行っている。	美野里
18	小美玉市消費生活の会 美野里生活学校	生活者としての消費生活に関する問題全般に取り組む	美野里
19	民謡花の会	福祉施設や各種催事で舞踊、民謡、漫談等を行うボランティア	美野里
20	みのりフラシスターズ	各種催事においてハワイアンダンスを行うボランティア	美野里

NO.	団体名	活動内容	活動地区
21	サンヘルともいき	訪問介護員養成3級課程修了者による、美野里ともいきプラザ生かがいデイサービスの指導。サロン・ド・みのりにおける利用者送迎及び準備・接待	美野里
22	「傾聴ほほえみ」の会	急速に進展する高齢化社会の中で、話す機会のない高齢者が増えている。そこで、個人・施設等において高齢者の心のケアをする活動として傾聴ボランティアを行う	美野里
23	小美玉市更生保護女性会	女性の立場から犯罪者の更生保護事業を助けると共に、地域社会全体における犯罪予防活動に奉仕し、会員相互の研修と親睦をはかることを目的とする	美野里
24	ボランティア柿の実	毎月1回ひとり暮らしの高齢者への給食サービスの弁当作りを行い、その他イベントへの協力	玉里
25	みつばち	年9回ひとり暮らしの高齢者への給食サービスで配達を行いその他日赤への協力	玉里
26	ひこうせん	各小学校等へのお話し会(読み聞かせ)の協力	玉里
27	ひまわりボランティア	グループホーム入所者への話し相手レクリエーションへの協力	玉里
28	絵手紙同好会	65歳以上のひとり暮らしの高齢者の方々に対し絵手紙を送る。社協の福祉事業への協力	玉里
29	陶芸	社協内のいきいきサロンでの指導協力等	玉里
30	七宝焼	社協内のいきいきサロンでの指導協力等	玉里
31	ハートフルハンド玉里	学校や社協での手話の指導等	玉里
32	小美玉市 シルバーリハビリ体操指導士会	高齢者へのねたきり予防・防止等で体操指導を行う	玉里
33	玉里ギターフレンズ	社協内のいきいきサロンでの演奏協力等	玉里
34	中台東「ホトメの里」の会	環境整備・維持活動を中心に地域住民、施設や企業とともに福祉活動を行うボランティア	玉里
35	個人	レクリエーション等の指導協力等	玉里

資料：小美玉市社会福祉協議会（平成22年11月8日現在）

(3) 社会福祉協議会の状況

社会福祉協議会は、住民や行政・専門家の参加のもと、ともに協働して、地域のまちづくりに関する福祉事業連絡・調整・調査・企画・事業をおこなう社会福祉法に基づく公共的な性格を持った非営利団体の民間団体です。

社会福祉協議会では、地域の人々が抱えているさまざまな福祉課題を地域全体問題としてとらえ、皆で支えあい、学びあいながら、誰もがありのままに、その人らしく住みなれた地域で暮らせることを目指して、地域、行政、関係機関・団体と連携しながら、地域福祉活動、ボランティア活動、児童・生徒健全育成事業等各種の福祉活動を展開しています。

(4) 民生委員・児童委員及び主任児童委員の状況

民生委員・児童委員は、社会福祉の増進のため、地域住民の生活状態調査や要保護者への保護指導、社会福祉施設への連絡・協力などを行う「民生委員」と、児童の生活環境の改善・福祉・保健など児童福祉に関する援助・指導を行う「児童委員」という二つの大きな役割を担っています。

主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門に担当し、児童関係機関との連絡・調整、地域を担当する児童委員と一体となって、児童福祉の推進に努めています。

現在市では、民生委員・児童委員が83人、主任児童委員が6人の合計89人が活動しています。



5 アンケート調査結果要約

(1) 地域とのかかわり

…若年者ほど希薄になる近所づきあい

親しい近所づきあいをしているのは全体の約3割に過ぎず、20歳代から30歳代の若年者や居住年数の浅い人では、あいさつ程度のつきあいが多くなっています。

また、今後の近所づきあいには、現状より親しいつきあいを望む人が多くみられます。

一方、行政区・常会(班)への加入状況は全体の約8割が加入しているものの、居住年数の浅い人やひとり暮らし世帯では加入率が低くなっています。

(2) 地域活動への参加状況

…参加6割。不参加理由のトップは「時間がない」。

地域活動に参加している人は全体の約6割ですが、40歳代から70歳代での参加率が高く、若年者や居住年数の浅い人では、参加率が低くなっています。

また、参加している地域活動としては「行政区・常会(班)活動」や「清掃・美化活動」、「募金への協力活動」などが上位となっており、参加頻度は「半年、もしくは季節ごとに1～2回程度」が半数近くを占めています。

地域活動への参加理由では「地域や社会に貢献したい」や「役回りで仕方なく」が上位となっており、男性では「地域や社会に貢献したい」が、また、女性では「役回りで仕方なく」が比較的高くなっています。

反対に、地域活動の不参加理由としては「仕事が忙しく、参加する時間が取れない」が最も多いものの、「活動の内容や参加方法がわからない」も上位にあがっており、今後の参加意向でも約6割が条件次第となっていることから、情報提供や参加勧奨、開催日時などの工夫次第で参加者増加の可能性がります。

(3) 地域、生活に関する情報の入手実態

…若年者で低い入手率。広報紙やHPの利用進む。

地域や生活に関する情報を得られていると回答している人は全体で約5割にのぼるものの、20歳代や30歳代の若年者、居住年数の浅い人ではその割合が低くなっています。

また、情報の入手先としては「市や県の広報紙やホームページ」や「新聞・テレビ・雑誌・地域情報紙」が上位となっています。

(4) 生活上の悩み、住民同士の支えあい

…住民同士の支えあい「必要」が8割。

日常生活で困りごとがある人は全体の約3割にのぼり、特にひとり暮らし世帯でその割合が高くなっています。

また、困りごとの内容では「経済的なこと」や「家族の介護、障がいを持つ家族に関すること」が上位にあがっており、相談相手としては「家族や親族」や「友人・知人」などの身近で親しい人が上位を占めています。

住民同士の支えあいについては、支えあい活動を必要だと思う人が8割を超えている一方で、実際に参加・提供できるとする割合が4割を超えている活動は「ひとり暮らし高齢者の見守り訪問や声かけ」、「災害時、緊急時の援助」、「路上のゴミの管理等、環境の保持活動」で、「高齢者や障がいを持つ人の、買い物や洗濯等の日常生活のお手伝い」などは手助けの必要性が4割を超えているのに対し、提供できる割合は2割に届いていないなど、需要と供給に不均衡が生じています。

さらに、災害や緊急時に備えた個人情報の収集については、戸別訪問により登録への同意を求める「戸別訪問型」と、当事者の同意の有無にかかわらず該当者全員を登録する「全登録型」の2つに意見が分かれる結果となっています。

一方、支えあいが不要とする人の理由としては「自分の生活は自分で責任を持つべきだと思うから」や「個人の生活を尊重すべきだと思うから」が上位にあがっています。

(5) ボランティアやNPO活動への参加状況

…参加率 25%。非参加者の今後の参加意欲 6 割。

ボランティアやNPO活動への参加状況としては、全体で約 25%程度にとどまっており、地域活動等へ参加している人がボランティア活動も行っている割合が高くなっています。

参加している活動の内容としては「地域交流・まちづくりに関する活動」や「文化・スポーツに関する活動」、「自然・環境保護に関する活動」が上位にあがっています。

また、こうした社会活動に参加している理由としては「地域や社会に貢献したい」が目立って多く、反対に参加していない理由では「仕事が忙しく、参加する時間が取れない」や「活動の内容や参加方法がわからない」が上位となっており、地域活動での調査結果と似た結果となっています。

今後の参加意欲としては、社会活動への参加経験がない人の約 6 割に参加の可能性があります。

(6) 地域福祉に関する社会的資源の認知度、必要性

…社会福祉協議会について、高齢者で高い認知度。

小美玉市社会福祉協議会の名称や活動内容に関する認知度は全体で約 3 割で、50 歳代以上での認知度が高くなっています。

また、居住地域の民生委員・児童委員の認知度は全体で 3 割を超えているものの、50 歳未満の人の認知度は 2 割を下回っています。

(7) 小美玉市の地域福祉に関する各種施策への評価

…地域や周辺環境には高く、地域福祉には低い評価。

居住している地域や周辺の環境については、「これからも小美玉市に住み続けたい」、「現在、住んでいる地域に愛着を持っている」、「総合的にみて、あなたにとって小美玉市は住みよい」などで比較的评价が高く、住み続けたいまちであることがわかります。一方、「隣近所等、身近な地域での助け合いや交流活動が活発である」や「ボランティア活動やNPO活動が活発である」などは低く、地域福祉推進の必要性が表れています。

(8) 市民と行政の協働体制

…協働体制「進んでいない」が半数近く。

地域福祉における市民と行政の協働体制が進んでいると思っている人は4割に届かず、進んでいないと思っている人が半数近くにのぼります。

また、地域福祉を推進する上で望ましい市民と行政の関係としては、全体で「住民・行政協調型」が多いものの、居住年数が5年以上となる人では「行政主導型」の希望も高くなっています。

(9) 地域福祉の優先度

…高齢者、障がい者、子育てへの支援と防犯体制が重要。

住み慣れた地域で安心して生活していくための取組としては、「高齢者への支援」や「防犯体制が整ったまちづくり」、「障がい者への支援」、「子ども、子育て家庭への支援」などが上位にあがっています。

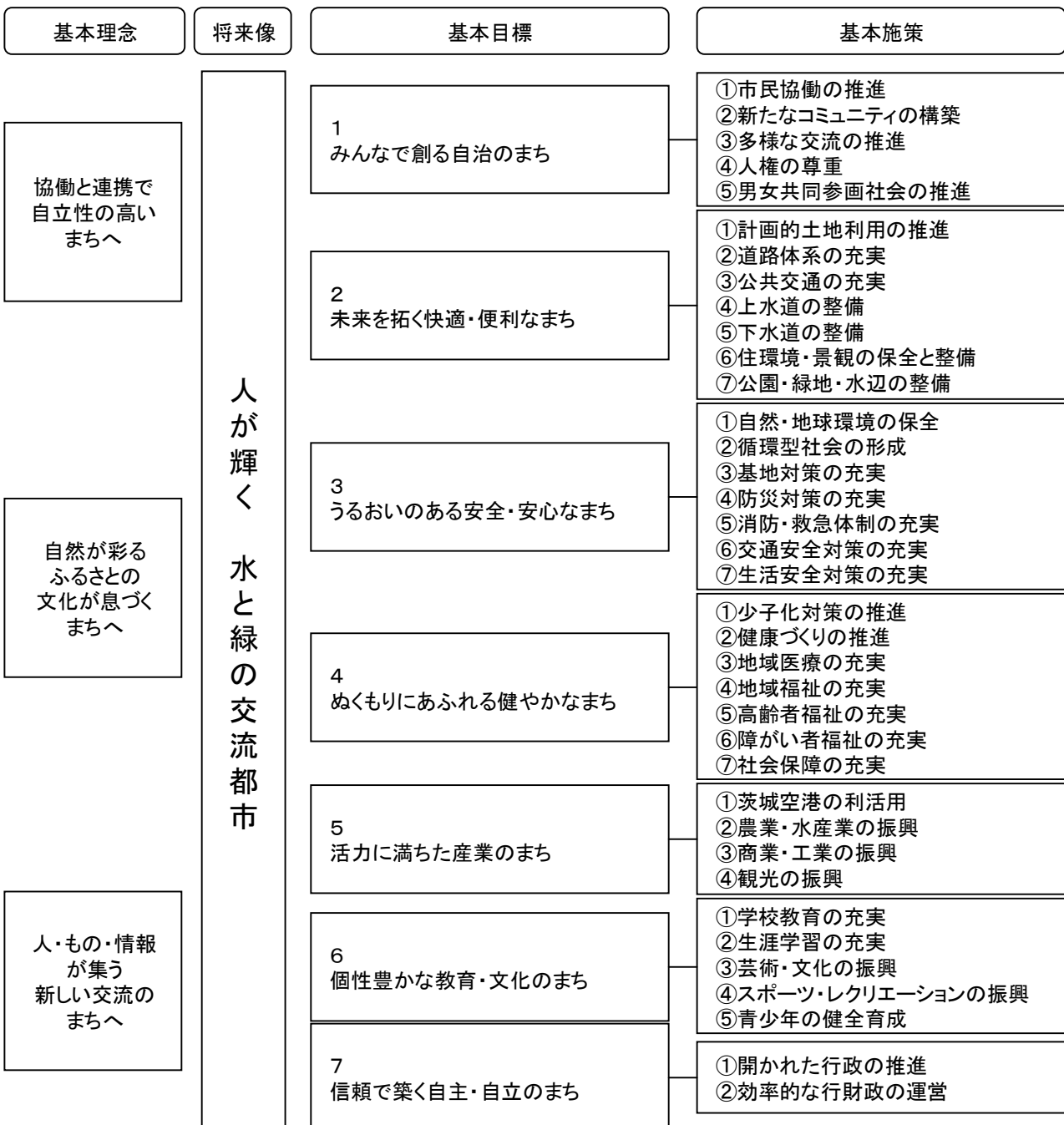
6 各種関連計画の概要

(1) 総合計画

小美玉市総合計画 2008－2017

計画期間：平成20年度～平成29年度

○施策体系



(2) 子育て

小美玉市子育て・子育て支援計画

—小美玉市次世代育成支援地域行動計画後期計画 2010～2014—

計画期間：平成 22 年度～平成 26 年度

○施策体系

基本理念	基本方針	基本施策
<p>喜びとともに夢に満ちた、と心豊かに支えあいながら育てよう</p>	1 地域における子育て支援の充実	(1)多様な保育サービスの充実 (2)子育てを支えるネットワークづくり (3)子どもの居場所づくり (4)子育てに関する情報提供の充実 (5)経済的支援の充実
	2 子どもと親の健康の確保	(1)生命の尊厳と子育て意識の啓発 (2)母子保健事業の充実 (3)思春期保健の充実 (4)「食育」の推進 (5)医療体制の充実 (6)相談・支援体制と情報提供の充実
	3 子どもを健やかに育てる教育環境の整備	(1)生きる力の育成に向けた学校教育の充実 (2)地域の人々との交流・体験活動等の機会の充実 (3)子どもを持つ親に対する家庭教育の充実 (4)次代の親の育成 (5)地域ぐるみの青少年健全育成
	4 職業生活と家庭生活の両立の推進	(1)多様な働き方の実現
	5 子育てを支援する生活環境の整備	(1)子どもの遊び場の確保 (2)安全・安心なまちづくりの推進
	6 子どもの安全と人権の確保	(1)犯罪被害から守るための活動の推進 (2)交通安全を確保するための活動の推進 (3)児童虐待防止対策の充実
	7 特に援助を必要とする家庭への支援	(1)ひとり親家庭への支援の充実 (2)障がい児を持つ家庭への支援の充実
(1)将来に向かって夢や希望が持てる子育て・子育てをめざす		
(2)喜びに満ちた家庭を築き、安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりをめざす		
(3)地域のあらゆる資源を活用し、支えあいながら子育てをする社会づくりをめざす		

(3) 障がい者

第1次小美玉市障がい者計画・第2期小美玉市障がい福祉計画

計画期間：平成21年度～平成23年度

○施策体系

第1次小美玉市障がい者計画		
基本理念	基本目標	施策の展開
「ノーマライゼーション」と「完全参加」	1 市民への理解促進・啓発	1. 障がい者に対する理解の促進 2. 地域ぐるみの福祉の推進 3. ボランティア活動の推進
	2 生活支援の充実	1. 相談支援体制の充実 2. 情報提供体制の充実 3. 障害福祉サービスの周知・展開
	3 保健・医療の充実	1. 早期発見・早期治療 2. 自立訓練の充実 3. 適切な保健・医療サービスの提供 4. 精神障がい者に対する保健・医療サービスの充実
	4 生活環境の整備	1. 住宅の整備 2. まちのバリアフリー化の推進 3. 防災・防犯体制の整備
	5 就労の充実	1. 雇用機会の拡大と就労の支援
	6 教育・育成の充実	1. 育成環境の充実 2. 特別支援教育の推進
第2期小美玉市障がい福祉計画		
第1章 平成23年度の目標値の設定 1. 福祉施設入所者の地域生活への移行 2. 入院中の精神障がい者の地域生活への移行 3. 福祉施設から一般就労への移行等 第2章 福祉サービスの見込み量及び確保のための方策 1. 訪問系サービス 2. 日中活動系サービス 3. 居住系サービス 4. 相談支援	第3章 地域生活支援事業の見込み量及び確保のための方策 1. 相談支援事業 2. コミュニケーション支援事業 3. 日常生活用具給付事業 4. 移動支援事業 5. 地域活動支援センター事業 6. 市が自主的に取り組む事業	

(4) 高齢者・介護

小美玉市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画

計画期間：平成21年度～平成23年度

基本理念：好きだから このまちですっと 過ごすために
 — 新たな福祉社会づくりをめざして —

- 重点施策：1. 生きがいつくりの推進
 2. 高齢者福祉サービス事業の充実
 3. 介護予防・地域ケアの推進
 4. 介護サービスの充実

- 基本方針：1. 介護予防の推進
 2. 必要に応じた支援・サービス提供体制の構築
 3. 社会参加といきがいつくりの支援
 4. 尊厳あるくらしの支援
 5. ふれあい・ささえあいネットワークの構築

○施策体系（高齢者福祉計画）

施策	事業項目	
高齢者が安心して暮らせるまちづくり	(1)在宅自立生活の充実	①軽度生活援助事業 ②さわやか出前理美容サービス事業 ③高齢者日常生活用具給付事業 ④ひとり暮らし高齢者「愛の定期便事業」 ⑤緊急通報システム装置の設置 ⑥外出支援サービス事業 ⑦地域ケアシステム推進事業 ⑧移送サービスの充実
	(2)施設サービスの充実	①養護老人ホーム ②ケアハウス(軽費老人ホーム) ③有料老人ホーム ④老人福祉センター
	(3)ボランティア人材・団体の育成・支援と福祉意識の醸成	①福祉員制度の充実 ②茨城県地域介護ヘルパー養成事業(訪問介護員)受講運動の推進 ③ボランティア等の育成・支援 ④福祉教育の実施
	(4)安心・安全のまちづくりの推進	①防犯・防災・緊急時対策の推進 ②バリアフリーのまちづくり ③身近な相談の場の充実
高齢者の社会参加といきがいつくり	(1)社会参加の促進	①社会参加の推進 ②高齢者のボランティア活動等への支援
	(2)生涯学習活動の推進	
	(3)スポーツ活動等の推進	
	(4)高齢者の就業支援	①シルバー人材センター ②高齢者の知識・技術の活用
	(5)活動拠点の整備	
	(6)老人クラブ活動の充実	

○施策体系（介護保険事業計画）

施 策	事業項目	
介護給付サービス	(1) 居宅サービス	①訪問介護 ②訪問入浴介護 ③訪問看護 ④訪問リハビリテーション ⑤居宅療養管理指導 ⑥通所介護 ⑦通所リハビリテーション ⑧短期入所生活介護 ⑨短期入所療養介護 ⑩特定施設入居者生活介護 ⑪福祉用具貸与 ⑫特定福祉用具販売
	(2) 地域密着型サービス	①夜間対応型訪問介護 ②認知症対応型通所介護 ③小規模多機能型居宅介護 ④認知症対応型共同生活介護 ⑤地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	(3) 住宅改修	
	(4) 居宅介護支援	
	(5) 介護保険施設サービス	①介護老人福祉施設 ②介護老人保健施設 ③介護療養型医療施設 ④療養病床(医療保険適用)からの転換分
予防給付サービス	(1) 介護予防サービス	①介護予防訪問介護 ②介護予防訪問入浴介護 ③介護予防訪問看護 ④介護予防訪問リハビリテーション ⑤介護予防居宅療養管理指導 ⑥介護予防通所介護 ⑦介護予防通所リハビリテーション ⑧介護予防短期入所生活介護 ⑨介護予防短期入所療養介護 ⑩介護予防特定施設入居者生活介護 ⑪介護予防福祉用具貸与 ⑫特定介護予防福祉用具販売
	(2) 地域密着型介護予防サービス	①介護予防認知症対応型通所介護 ②介護予防小規模多機能型居宅介護 ③介護予防認知症対応型共同生活介護
	(3) 住宅改修	
	(4) 介護予防支援	
地域支援事業	(1) 介護予防事業	<特定高齢者施策> ①特定高齢者把握事業 ②通所型介護予防事業 ③訪問型介護予防事業 ④介護予防特定高齢者施策評価事業 <一般高齢者施策> ①介護予防普及啓発事業 ②地域介護予防活動支援事業 ③介護予防一般高齢者施策評価事業
	(2) 包括的支援事業	①地域包括支援センター
	(3) 任意事業	①介護給付等費用適正化事業 ②家族介護支援事業
市町村特別給付事業	(1) 特殊浴室介護事業	

(5) 小美玉市社会福祉協議会

地域福祉活動計画

計画期間：平成 21 年度～平成 30 年度

○施策体系

基本理念	基本目標	基本方針	実施計画
到達目標：あなたとつくるふれあいのまち	Ⅰ 地域住民を主体とした支え合い活動を支援します	施策 1 地域性を生かした組織化活動・当事者活動をさらに拡げ支援します	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ解決のため活動を活発にします ・事務局機能の充実を図り活動の自立に向けた支援を強化します
		施策 2 ボランティア活動をさらに拡げ活動の支援をします	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの活動拠点を充実させ強化を図ります ・ボランティア連絡協議会の機能充実と活動の支援を強化します ・地域で活動するボランティアを支援・養成します
		施策 3 ボランティアのきっかけづくりを行います	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアに取り組みやすい環境を整えます
		施策 4 地域住民のつながりを深めます	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で支えあう仕組みづくりを支援します
		施策 5 福祉教育を進め、福祉の理解を深めます	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒への福祉教育の場を設けます ・福祉体験学習を進めます ・福祉への理解を深め福祉事業への参加を進めます
	Ⅱ 在宅福祉サービスの総合供給体制をつくります	施策 6 総合相談窓口の確立を目指します	<ul style="list-style-type: none"> ・問題解決のための包括的支援をします
		施策 7 関係施設とのネットワークづくりを促進します	<ul style="list-style-type: none"> ・連携のための体制づくりをします
		施策 8 在宅での生活をサポートします	<ul style="list-style-type: none"> ・住民参加による在宅福祉サービスを提供します ・公的サービスを補完します ・在宅介護者・子育ての支援を行います
		施策 9 質の高い利用者サービスを進めます	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを充実させ基盤整備を行います
	Ⅲ 新たな住民ニーズや地域福祉課題解決のために柔軟に取り組めます	施策 10 高齢者福祉サービスの充実を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに対応した、援助機能を充実させます ・自立支援に対する技能を高めます
		施策 11 障がい者福祉サービスの充実を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに対応した、援助機能を充実させます ・自立支援に対する技能を高めます
		施策 12 生活福祉の充実を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに対応した、援助機能を充実させます
		施策 13 ニーズ発掘の仕組みを確立します	<ul style="list-style-type: none"> ・問題解決のための支援をします
	Ⅳ 社協の基盤整備を行います	施策 14 地域の関係機関・団体との連携強化を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ・連携のための体制づくりを充実させます ・連絡調整機能を高めます
		施策 15 福祉団体との連携強化を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が元気であるために活動や参加を支援します
		施策 16 事務局体制の整備を目指します	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の管理・点検・整理を行います ・職員の技能を高めます ・市民が訪れやすい事務局にします ・理事会・評議員会の的確な運営に努めます
		施策 17 社協活動の理解を促進します	<ul style="list-style-type: none"> ・広報を効果的に行い、住民に情報を提供していきます
		施策 18 財源の確保に努めます	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した財源の確保に努めます ・募金の使途を明確にし、寄付者への理解を深めるよう努めます ・会員制度の充実を図ります ・共同募金への理解と協力を進めます
		施策 19 施設を拠点としたまちづくりを進めます	<ul style="list-style-type: none"> ・事業規模に応じた施設を確保します ・設備の管理運営を的確にし、機能を保持します

第3章 計画の基本方向

1 基本理念

基本理念

ぬくもりあふれるまちづくり

子どもから高齢者まで、すべての人が住み慣れた地域社会で、安心してその人らしい生活をおくることができるように、一人ひとりが思いやりの温かなところを持ち、お互いに支えあう地域づくりを目指すとともに、総合計画の基本目標である「ぬくもりにあふれる健やかなまち」に倣って、「ぬくもりあふれるまちづくり」を基本理念とします。

また、基本理念を実現するため、利用者本位の福祉サービス利用体制の構築、地域福祉を支える人づくり、安心して暮らせるまちづくりを目指し、基本目標として以下の3つを設定します。

基本目標

1. みんなに届く福祉サービスづくり
2. 地域で共に支えあうあたたかな心づくり
3. 安心して暮らせるまちづくり

2 基本目標

1. みんなに届く福祉サービスづくり

近年、福祉サービスは、行政が措置として提供する仕組みから、利用者が福祉サービスを主体的に選択することができるような仕組みへと移っています。こうしたなかで、だれもが安心して福祉サービスを利用するためには、必要な時に適切な情報を得ることができ、利用できる仕組みを整えなければなりません。そのためには、相談支援・情報提供体制の充実を図るとともに、保健・医療・福祉が連携し、利用者主体の福祉サービスを提供するための基盤整備をさらに進めることが必要となります。

2. 地域で共に支えあうあたたかな心づくり

これからの地域福祉は、従来のように限られた人の保護・救済にとどまらず、互いに支えあい、誰もが家庭や地域で尊厳を持ってその人らしくいきいきとした生活を送れるようにすることが求められます。そのためには、隣近所の支えあいや声かけなど、地域社会を基盤とした社会連帯の考えに基づいた地域福祉の推進を図らなければなりません。

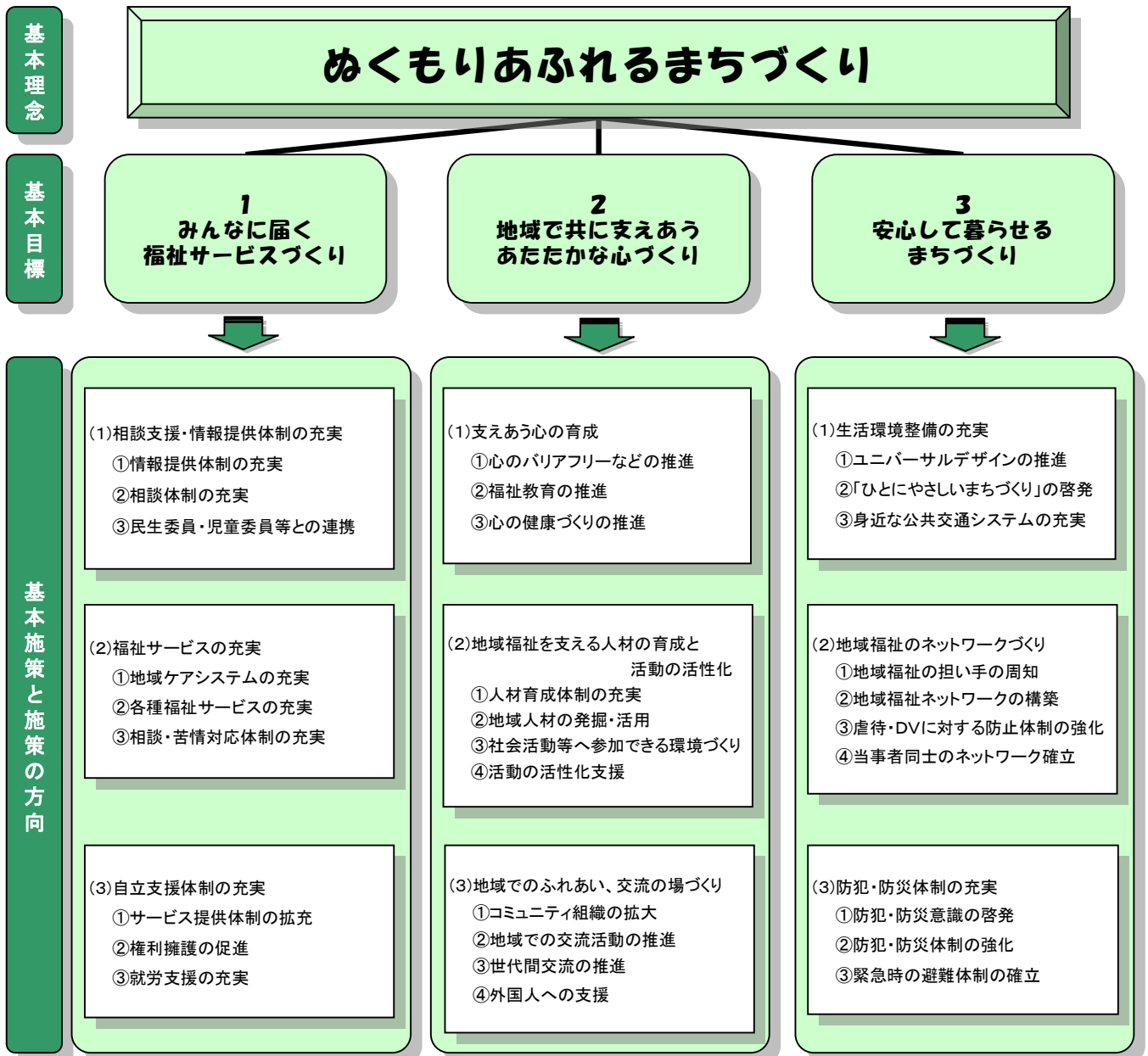
今後、地域福祉を推進していくためには、お互いを尊重しあい、支えあうあたたかな心を育成し、福祉活動を担う人材の育成や地域の豊かな知識と経験をもった人材の活用を進めるとともに、ボランティア活動やNPO活動等の推進及びその活動への支援を拡充する必要があります。

3. 安心して暮らせるまちづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくには、住宅、道路、公園、公共施設などの生活環境が安全で快適に利用でき、社会への参加やコミュニケーション、防犯・防災体制などの分野で、全ての人にとって安全で生活しやすいまちづくりを推進する必要があります。

3 体系図

基本理念を筆頭とした、当計画の体系を次のように定め、効果的、効率的な施策展開に努めます。



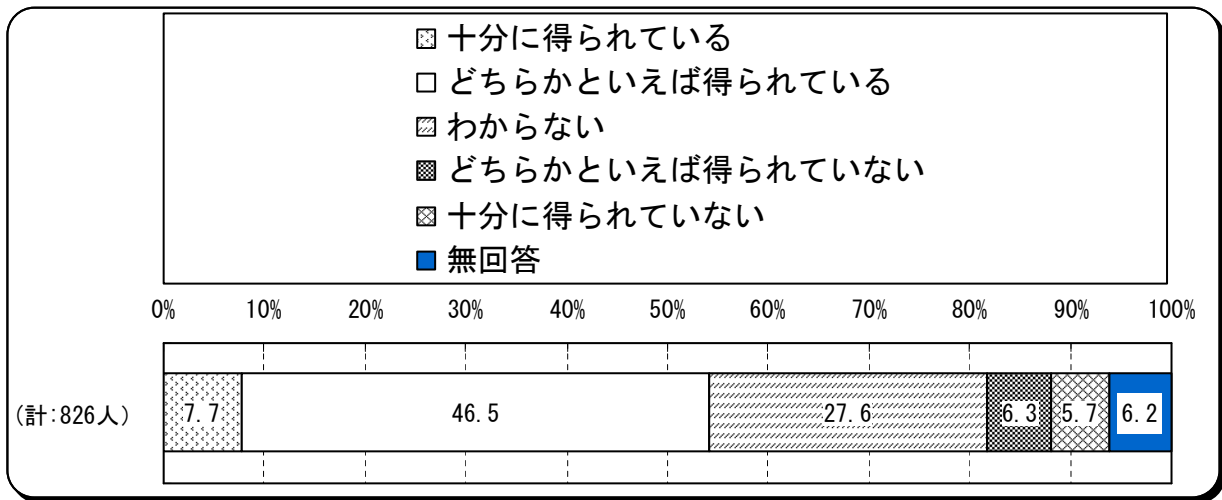
第1章 みんなに届く 福祉サービスづくり

1 相談支援・情報提供体制の充実

現 状

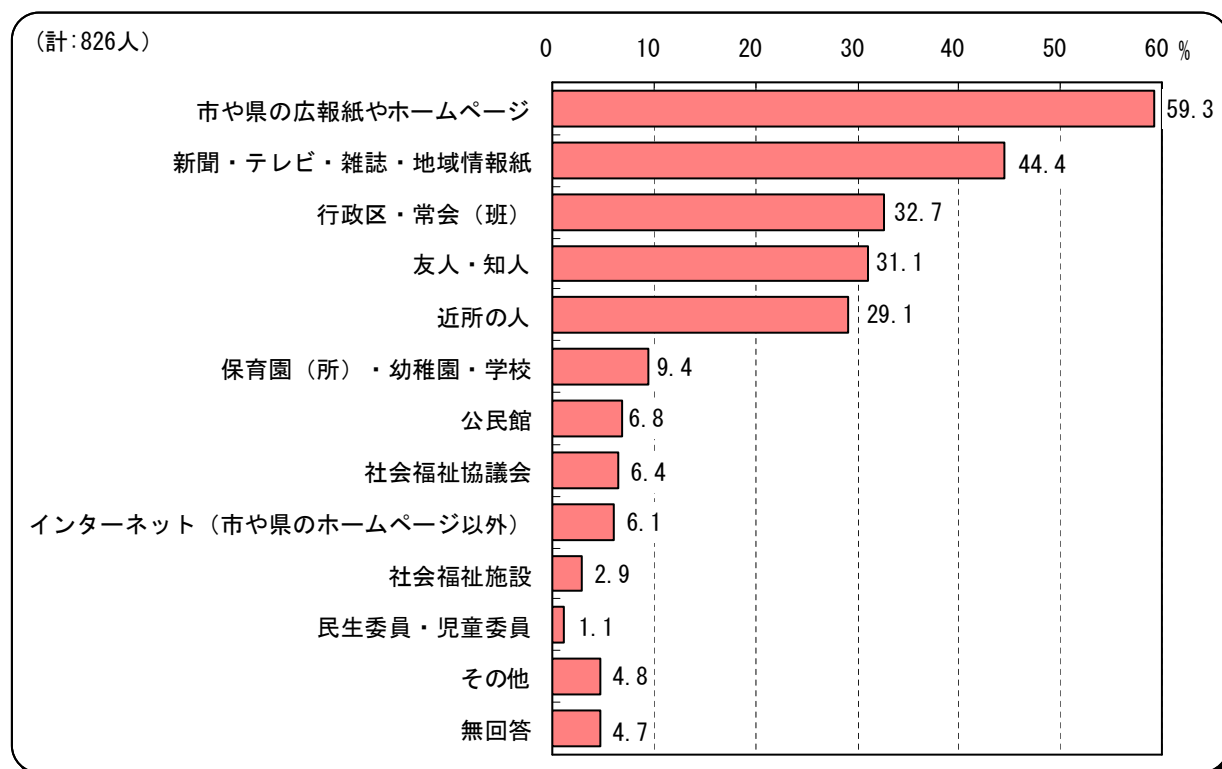
- ◆ 福祉サービスの相談支援については、行政機関、社会福祉協議会、社会福祉施設などで行われています。また、身近な相談窓口として、民生委員・児童委員及び福祉員が活動しています。しかし、相談機関に関する情報の提供不足などから、どこに相談すればいいかわからない人がいるのも実情としてあげられます。
- ◆ 情報提供については広報紙やチラシなどに加えて、最近ではインターネットなどによる情報提供も推進しています。
- ◆ アンケート調査によると、地域や生活に関する情報を「十分に得られている」または「どちらかといえば得られている」と回答したのは54.2%にとどまり、12.0%の回答者は「どちらかといえば得られていない」「十分に得られていない」と回答しています。情報の収集先については、「市や県の広報紙やホームページ」が59.3%で最も多く、次に「新聞・テレビ・雑誌・地域情報紙」(44.4%)、「行政区・常会(班)」(32.7%)となっていることから、今後の情報提供手段としてこれらを有効に活用していく必要があります。一方、日常生活で困ったときの相談相手としては、「家族や親戚」(74.3%)、「友人・知人」(40.9%)、「近所の人」(24.2%)など近親者や身近な人が上位を占めています。

■地域や生活に関する情報の入手状況（単数回答）



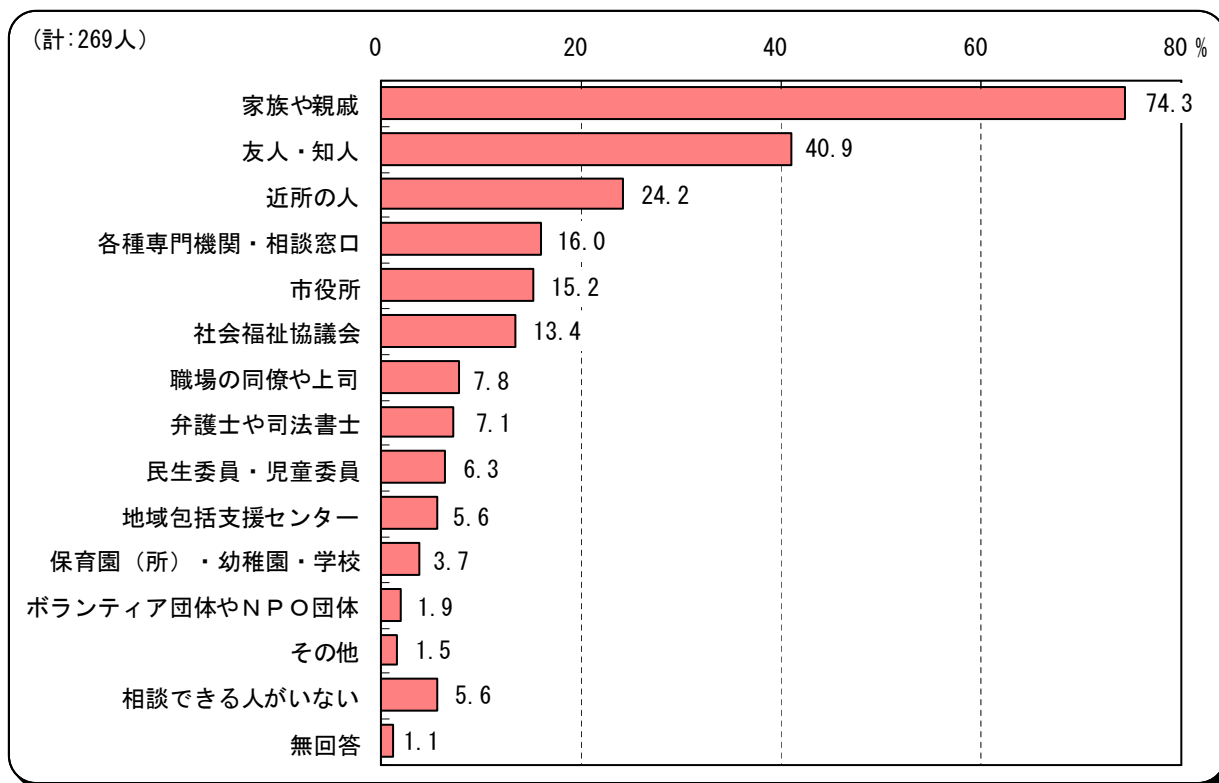
資料：アンケート調査
※()内は回答者数

■地域や生活に関する情報の入手先（複数回答）



資料：アンケート調査

■日常生活で困ったときの相談相手（複数回答）



資料：アンケート調査

課題

- ◆ 相談窓口に関する情報提供を含めた、身近なところで相談できる相談支援体制の確立が必要となっています。
- ◆ 身近な人が相談先となることが多いことから、こうした相談される人たちが適切な対応をとれるように、福祉サービスなどに関する情報提供を幅広く行う必要があります。
- ◆ 情報はそれを必要としている人に正確に伝える必要があることから、一方向の情報提供だけでなく、市民に情報が正確に伝わっているか確認する意味も含めて、地域における課題や要望等の意見を聞く機会を設けることが必要となります。

施策の方向

① 情報提供体制の充実

必要な情報を容易に入手できるよう、広報紙やホームページ等の情報提供の工夫に努めます。

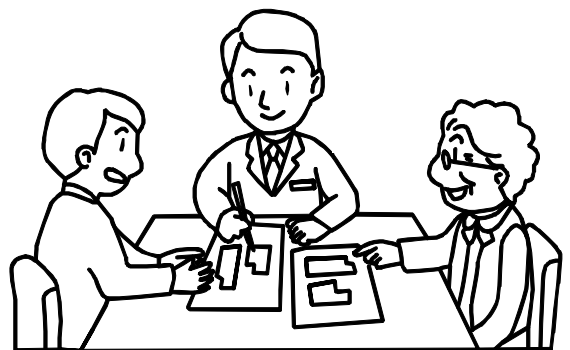
また、サービスを必要とする人やその周囲の人が必要な情報を容易に入手できるよう、様々な媒体を活用し、サービスに関する情報提供を行います。

② 相談支援体制の充実

市民の多様なニーズに対応した総合的な支援を進めるため、相談員の資質向上に努めるとともに、個人情報の扱いに留意しつつ、関係部門相互の連携を密にするなど、相談支援体制の充実を図ります。

③ 民生委員・児童委員等との連携

民生委員・児童委員や福祉員などは、福祉情報の提供者として地域住民と行政をつなぐ重要な役割を担っていることから、研修会の開催などによる資質向上を図るとともに、行政との連携、また、民生委員・児童委員、福祉員同士の連携を密にし、民生委員・児童委員及び福祉員の一層の活用を推進します。



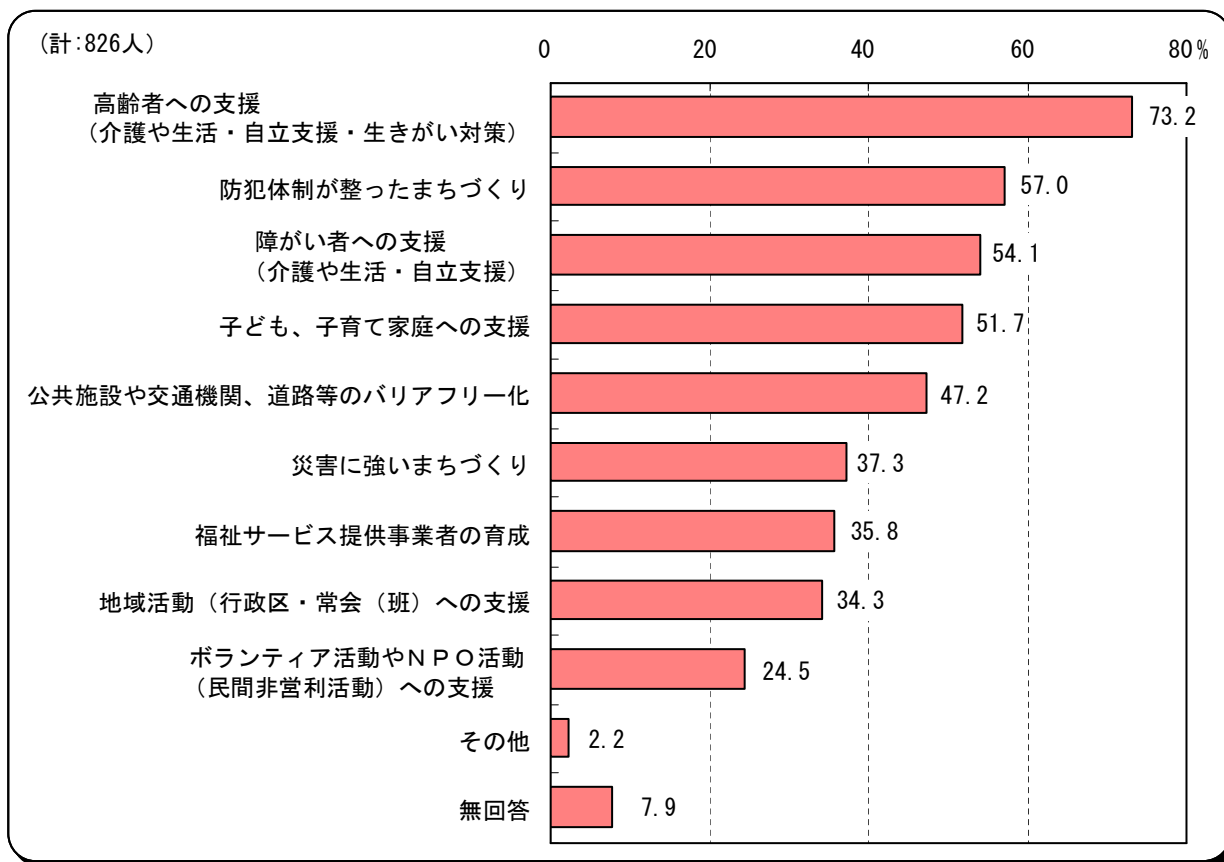
取組主体	取組内容
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙やパンフレット等に目を通し、福祉サービスに関する情報の把握と制度の理解を深めるとともに、地域における口コミや回覧板等を活用して、地域情報のネットワーク化に努めます。 ● 民生委員・児童委員や福祉員のみならず、住民一人ひとりが身近な相談窓口として相談に乗り、しかるべき機関につなげるとともに、支援を必要としている人の把握等、地域における情報の収集に努めます。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 社協だよりや出前講座等による情報提供の充実を図るとともに、地域の身近な相談支援体制の整備を促進します。 ● 職員の研修を行うなど相談事業の強化に努めます。
市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙やホームページの工夫や活用、民生委員・児童委員、福祉員との連携などにより、福祉制度やサービス提供のしくみ、さらにはサービス事業者の情報等、わかりやすい情報提供に努めます。 ● 個人情報の保護に留意しつつ、専門的かつ複合的なサービスニーズにも対応できるよう、研修などを通じて相談員の資質向上に努めるとともに、関係機関等との連携を深め、相談支援体制の充実を図ります。

2 福祉サービスの充実

現 状

- ◆ 少子・高齢社会の到来、経済社会情勢の低迷、家庭や地域機能の変化、生活様式や趣味嗜好の多様化などに伴い、福祉サービスに対するニーズは多様化しています。
- ◆ 福祉サービスは、行政が措置として提供する仕組みから、介護保険法や障害者自立支援法のサービスのように、利用者がサービスを自由に選ぶことができる仕組みに変わりましたが、このため、適切なサービスを選ぶための情報や知識がより一層必要となってきています。
- ◆ 本市でも、高齢者やその家族に対する保健福祉サービスや介護サービスをはじめ、子どもや子育て家庭に対する福祉サービス、障がい者やその家族に対するサービスなど、様々なサービスを実施しています。しかし、サービスの内容を知らない、利用方法が分からないなどで、必ずしも利用者のニーズにあったサービスが適切に利用されているとは限りません。また、サービス内容が不十分であったり、ニーズと合っていないことも考えられます。そこで本市では、支援の必要な人に、福祉・保健・医療の関係者が連携したケアチームを組織し、各種在宅サービスが適切に受けられるようにする「地域ケアシステム」を推進していますが、住民に対する認知が進まないことや十分な支援体制とするための体制づくりが課題となっています。
- ◆ アンケート調査によると、地域福祉を進めていくうえで優先的に取り組むべきものとして「高齢者への支援」(73.2%)、「防犯体制が整ったまちづくり」(57.0%)、「障がい者への支援」(54.1%)、「子ども、子育て家庭への支援」(51.7%)などが上位にあがっており、各種福祉サービスの充実が求められています。

■取組が必要な地域福祉分野（複数回答）



資料：アンケート調査

課 題

- ◆ 利用者の立場に立って、適切なサービスが円滑に利用されるよう、様々なサービスや資源を組み合わせる総合的に対応する必要があります。
- ◆ 情報提供のあり方を含めたサービスを、利用しやすい仕組みに整える必要があります。
- ◆ 利用者側が不利益をこうむらないよう、福祉サービスの質を向上させることや、苦情への対応など、誰もが安心して福祉サービスを利用できる仕組みづくりが必要です。

施策の方向

① 地域ケアシステムの充実

地域包括支援センターとも連携し、在宅生活に関して支援の必要な人に、効率的かつ適切な保健・医療・福祉の各種在宅サービスを提供する体制（地域ケアシステム）の充実を図ります。

② 各種福祉サービスの充実

高齢者や障がい者、子どもや子育て家庭など様々な生活課題を抱えた人が、住み慣れた地域で安心してサービスを受けられるよう、それぞれのニーズに対応したサービス基盤の整備を進めるとともに、サービス提供体制の充実に努めます。

③ 相談・苦情対応体制の充実

利用者が安心してサービスを選択・利用できるようにするため、サービス提供事業者や関係機関との連携を強化し、サービス利用に関する相談・苦情の受付・対応体制の充実に努めます。



取組主体	取組内容
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● サービスに関する情報を積極的に入手し、適切な利用を心がけます。 ● 地域ケアシステム的一端を担う者としての自覚をもち、見守りや助け合いなどに積極的に参加します。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域ケアシステムを通じて、地域のサービスニーズと既存のサービスのバランスをチェックするとともに、各種地域資源との連携を通じて、不足しているサービスの充実に努めます。
市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域ケア会議や関係者連絡会議等を開催し、関係機関のそれぞれの役割等を確認し、より利用者のニーズに沿った適切なサービスが提供できるよう、ケアマネジメント体制の充実に努めます。 ● 本市で策定した各種福祉計画の円滑な実施を推進し、各福祉サービスの拡充に努めます。 ● サービス提供事業者や関係機関との連絡調整を密にし、サービス利用に関する相談や苦情の受付と迅速な対応を目指します。

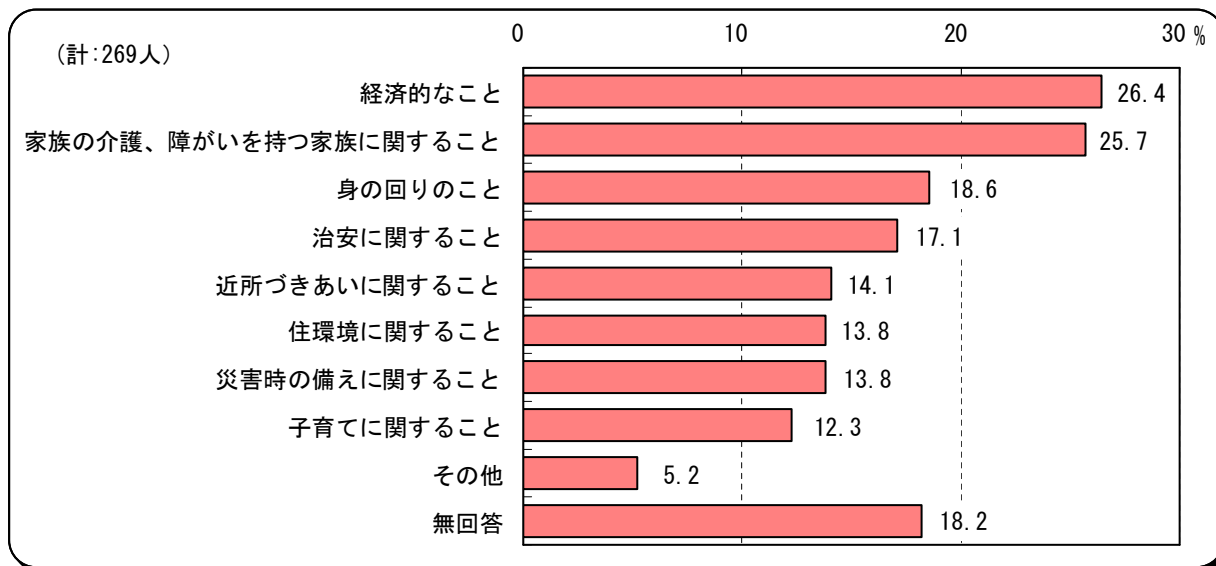
3 自立支援体制の充実

現 状

- ◆ 高齢者や障がい者などが住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、対象者ごとに提供されるサービスだけでなく、地域の支えあいや見守りといった地域の社会資源の活用も含めた支援体制の拡大が求められます。
- ◆ 判断能力に不安のある認知症高齢者や知的障がい者及び精神障がい者などが、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、日常生活の相談援助や財産管理などについて、支援を必要とする人が増えています。
- ◆ 景気の低迷などの影響が重なり、就労を希望する高齢者や障がい者などを雇用する企業がますます少ない状況となっています。
- ◆ アンケート調査によると、日常生活での困りごととして「経済的なこと」(26.4%)、「家族の介護、障がいを持つ家族に関すること」(25.7%)、「身の回りのこと」(18.6%)などが上位にあがっています。



■日常生活での困りごとの内容（複数回答）



資料：アンケート調査

課題

- ◆ 行政や民間団体などを含めた複数のサービスを適切に組み合わせて提供することが効果的であることから、多様なサービスが利用できる体制の確保が必要となります。
- ◆ 日常生活の財産管理などについては、日常生活支援事業^{※1}や成年後見制度^{※2}などの広報啓発を通じて、正しい理解や適切な利用の促進を図るとともに、相談支援事業の充実を図る必要があります。
- ◆ 就労を希望する人が、その能力や適性に応じた就労の場を確保できるよう、就労支援の充実を図ることが必要です。

※1 日常生活支援事業…認知症高齢者や知的・精神障害のある人など、判断能力が十分ではない人が自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用手続援助や日常的な金銭管理等を行う事業。

※2 成年後見制度…認知症高齢者や知的・精神障害のある人など、判断能力が十分でない成人を支援するための法律上の制度。民法上では、従来、禁治産、準禁治産という2つの類型が設けられていたが、平成12年の民法の改正により、軽度の認知症等に対応する補助類型や任意後見制度などが創設され、これまでよりも利用しやすい制度となった。

施策の方向

① サービス提供体制の拡充

高齢者、障がい者、子育て支援などへの公的なサービスの充実のほか、ボランティア団体をはじめ、NPO法人、社会福祉事業者などが提供するサービスと連携して、これらのサービスが活用される仕組みづくりに努めます。

② 権利擁護の促進

日常生活支援事業や成年後見制度などの広報・啓発を行い、市民はもとより福祉サービスに携わる人にも、正しい理解や適切な利用の促進と定着に努めます。

③ 就労支援の充実

働く意欲のある高齢者、障がい者などに対し、相談等を通じ本人の希望や適性・能力に応じた就労を支援するために、関係機関と連携を取りながら就労支援のネットワークづくりを進めていきます。また、シルバー人材センターの活用を図り、就労の拡大に努めます。



取組主体	取組内容
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域での助け合いに積極的に参加し、見守りやお互いの在宅生活の支え合い活動を活性化します。 ● 民生委員・児童委員や福祉員など身近な相談員とのふれあいを大切にし、気にかかることなどがあれば相談します。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活福祉資金貸付事業などの経済的な支援事業の周知を図り、適正な活用を推進します。 ● 研修などにより、支援員の育成に努め、日常生活支援事業の円滑な実施と拡充を図ります。
市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙やホームページ、啓発冊子などにより、日常生活支援事業や成年後見制度の広報・啓発を行い、市民をはじめ、福祉事業者などサービスに関わる人にも、正しい理解や適切な利用の促進と制度の定着に努めます。 ● 職業安定所や茨城県障がい者雇用支援センター、茨城県障がい者雇用促進協会、シルバー人材センター等と連携して雇用の拡大と就労支援に努めます。 ● シルバー人材センターの周知を行い、活用の活性化を図ります。 ● ひとり親家庭等が自立した生活を営めるよう、就業能力向上のための資格取得、技能習得への支援を行い、個別の就業相談、雇用の促進に努めます。

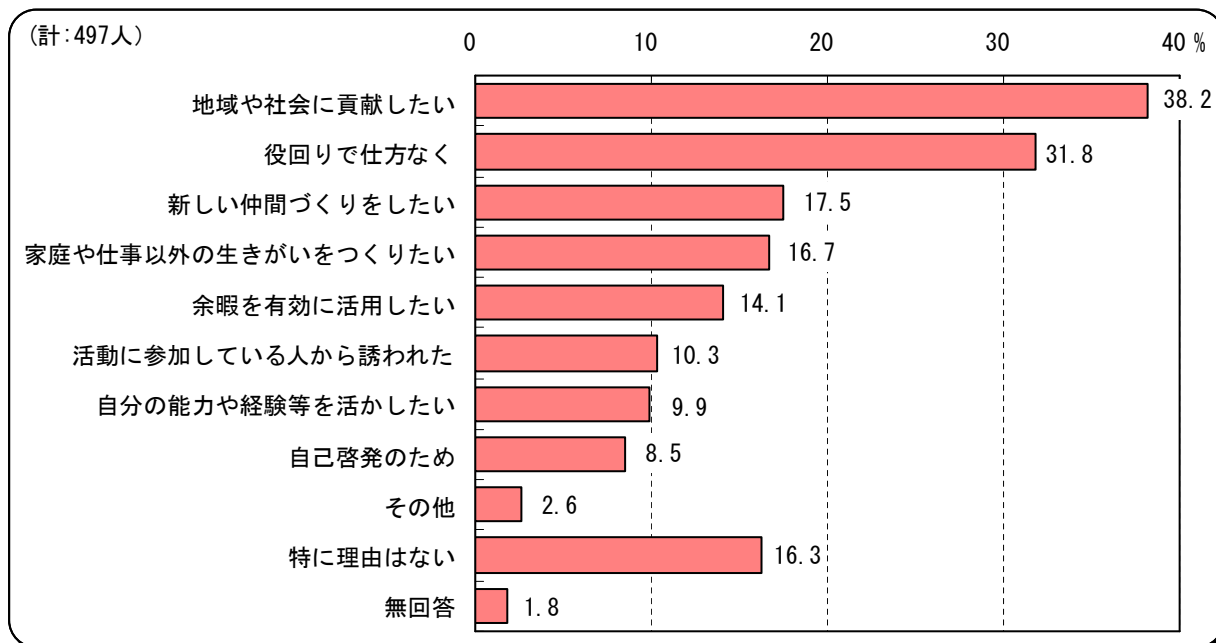
第2章 地域で共に支えあう あたたかな心づくり

1 支えあう心の育成

現 状

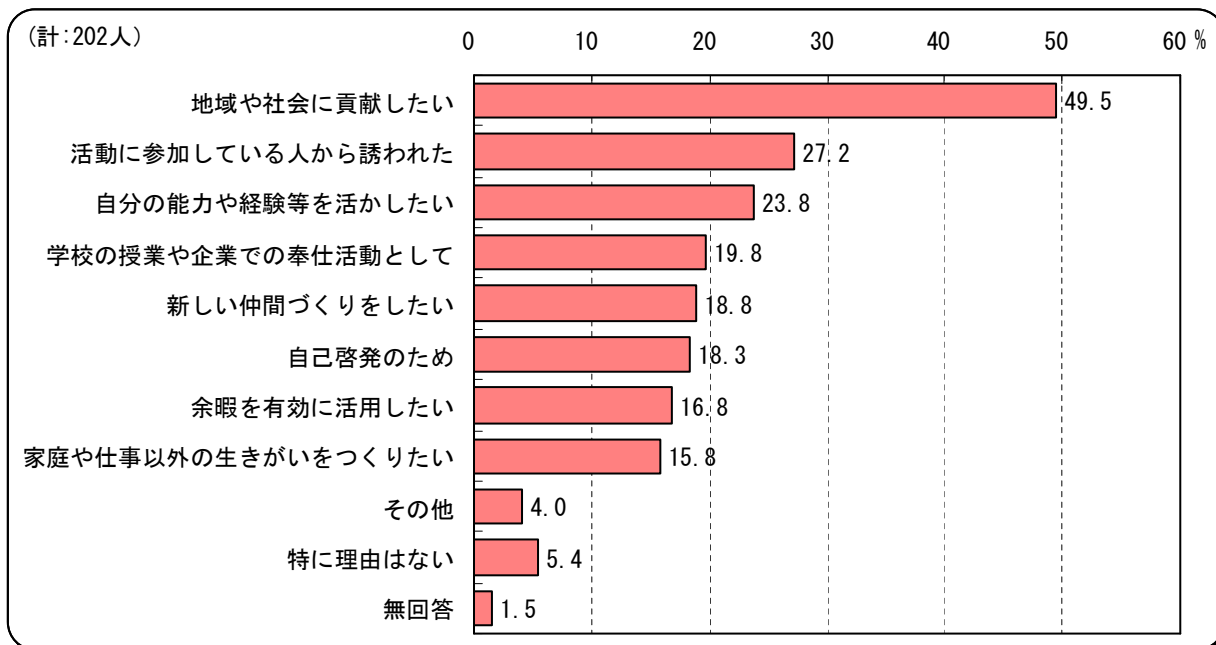
- ◆ 地域福祉は住民ひとり一人の助け合いの心で成り立っています。本市でも市の広報や講習会など、様々な広報・啓発活動や福祉教育、人権教育を進めてきました。しかし、景気低迷などによる自分優先の考え方や近所づきあいの希薄化など、地域福祉の推進に対するマイナス要因も増えてきています。
- ◆ また、現代社会は「ストレス社会」とも呼ばれ、うつ病患者の増加とともに、働き盛りの30～50歳代による自殺も増加しています。
- ◆ アンケート調査によると、地域活動(行政区・常会(班)や子ども会など)や社会活動(ボランティア活動やNPO活動など)への参加理由として、どちらも「地域や社会に貢献したい」が最も多く(地域活動：38.2%、社会活動：49.5%)、市民の意識づくりが進んでいることが分かります。しかし、一方で、地域福祉に関して、市民と行政の協働が進んでいない(「どちらかといえば進んでいない」と「全く進んでいない」の合計)との回答が半数近くにのぼるとともに、地域福祉を推進するうえで望ましい市民と行政の関係として「住民・行政協調型」(38.9%)に次いで「行政主導型」が26.0%と約4分の1を占めるなど、依然として行政に依存している様子が見がえられます。

■地域活動への参加理由（複数回答）



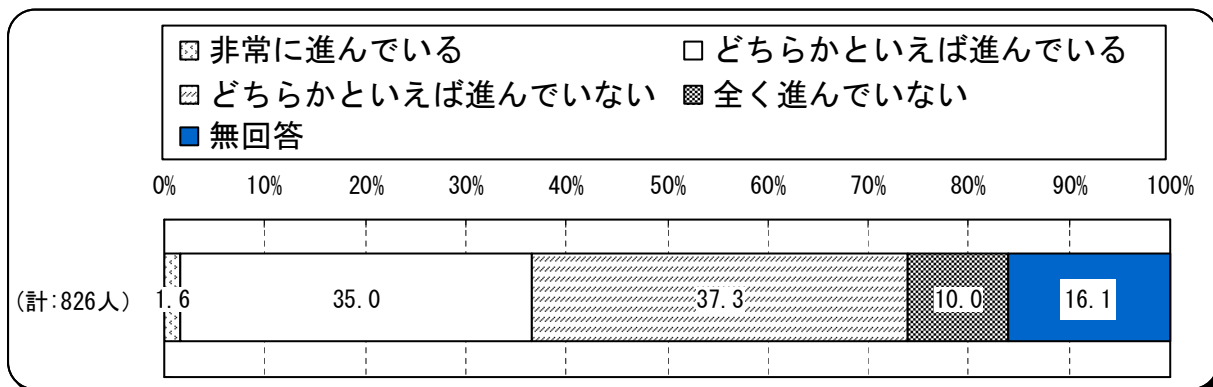
資料：アンケート調査

■社会活動への参加理由（複数回答）



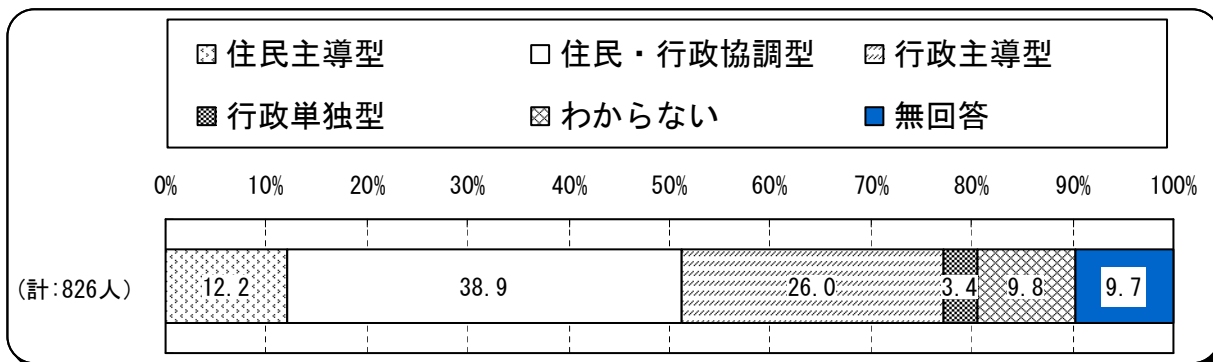
資料：アンケート調査

■地域福祉に関する市民と行政の協働状況（単数回答）



資料：アンケート調査

■地域福祉を推進するうえで望ましい市民と行政の関係（単数回答）



※住民主導型 …家庭や地域をはじめ住民同士で助け合い、手の届かない部分は行政が援助する。
 住民・行政協調型…住民も行政も同じ立場で協力し合い、ともに取り組む必要がある。
 行政主導型 …福祉に関することは行政が行うべきだが、手の届かない部分は住民が協力する。
 行政単独型 …福祉を充実する責任は行政にあり、住民が協力する必要はない。

資料：アンケート調査



課 題

- ◆ 景気低迷などで生活が苦しくなっていく今こそ、地域住民相互の助け合いが必要であることを啓発する必要があります。
- ◆ 保育所や幼稚園、小・中学校等で高齢者や障がい者、地域の人々とふれあう機会をつくることや、それらの活動を通じて自然なかたちで人に対する理解を深めていくことが必要となります。
- ◆ 市と保健所等が連携し、自殺予防に関する講演会の開催や相談支援事業の強化及び親族等の支援に取り組む必要があります。

施策の方向

① 心のバリアフリー^{※1}などの推進

地域住民がお互いの人権を尊重し、支えあえる社会の実現のため、市広報やホームページ、各種啓発冊子などによる広報・啓発、講習会やセミナーなどの開催など、あらゆる機会を活用して、心のバリアフリー化を推進します。

② 福祉教育の推進

子どもたちが福祉について考え、学ぶ機会を提供できるよう学校や家庭、職場など、すべての生活の場面において、優しさや思いやりの心を育てるよう、福祉教育の推進に努めます。

③ こころの健康づくりの推進

自殺やうつ病に関する市民の認識を高めるため、保健・医療、関係機関と連携し、講座や教室を開催するとともに、相談支援体制の強化に努めます。

※1 バリアフリー…高齢者や障がい者などの自立と社会参加を阻んでいる物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報における障壁、意識上の障壁などを除いていくこと。

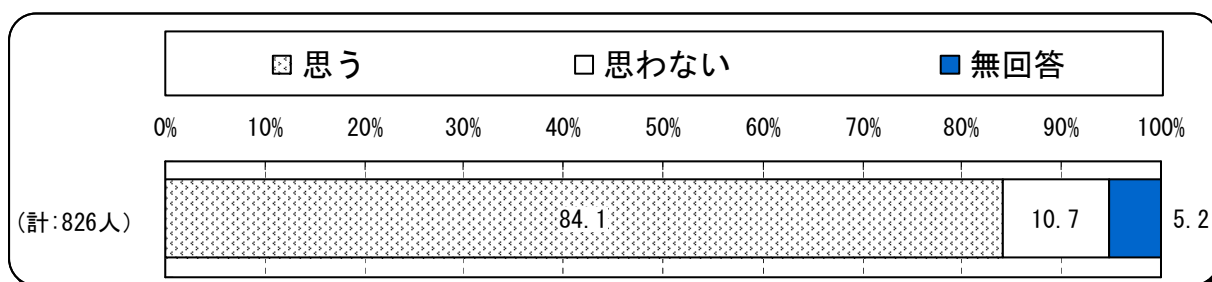
取組主体	取組内容
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 性別や年齢、障がいの有無、国籍などにかかわらず、地域に暮らす一人ひとりがお互いに尊重されるよう、多様性の理解に努めます。 ● 高齢者や障がい者に対する理解と思いやりの心を育み、みんなが明るく暮らせる地域づくりを目指します。 ● 悩みや困ったことがあったら、一人で悩まず、身近な人や民生委員・児童委員、市の相談窓口、その他の相談機関などを積極的に利用します。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 社協だよりをはじめ各種広報活動、地域福祉懇談会などの開催を通じて、市民の福祉意識の啓発に努めます。 ● 体験学習や出前講座、各種教室開催などにより福祉教育を推進し、様々な立場を理解する機会を提供します。
市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉教育や各種講座の開催等により、隣近所との関係の重要性や地域福祉推進の必要性・重要性についての意識啓発に努めます。 ● 学校においても、地域との関わりを持ちながら、児童生徒の地域福祉への理解を深めていきます。 ● 障がいや認知症、うつ病などに対する正しい理解が得られるよう、地域ぐるみの啓発活動を積極的に推進します。 ● 市が主催する行事にだれもが参加できるようにするとともに、障がいの有無や種別、程度に関わりなく共に集い、理解を深めることができる各種のイベント開催を推進します。 ● 保健・医療・関係機関と連携し、自殺やうつ病に関する相談支援体制の充実を図るとともに、講座や教室を開催することにより、市民の認識を高め、自殺予防に努めます。

2 地域福祉を支える人材の育成と活動の活性化

現 状

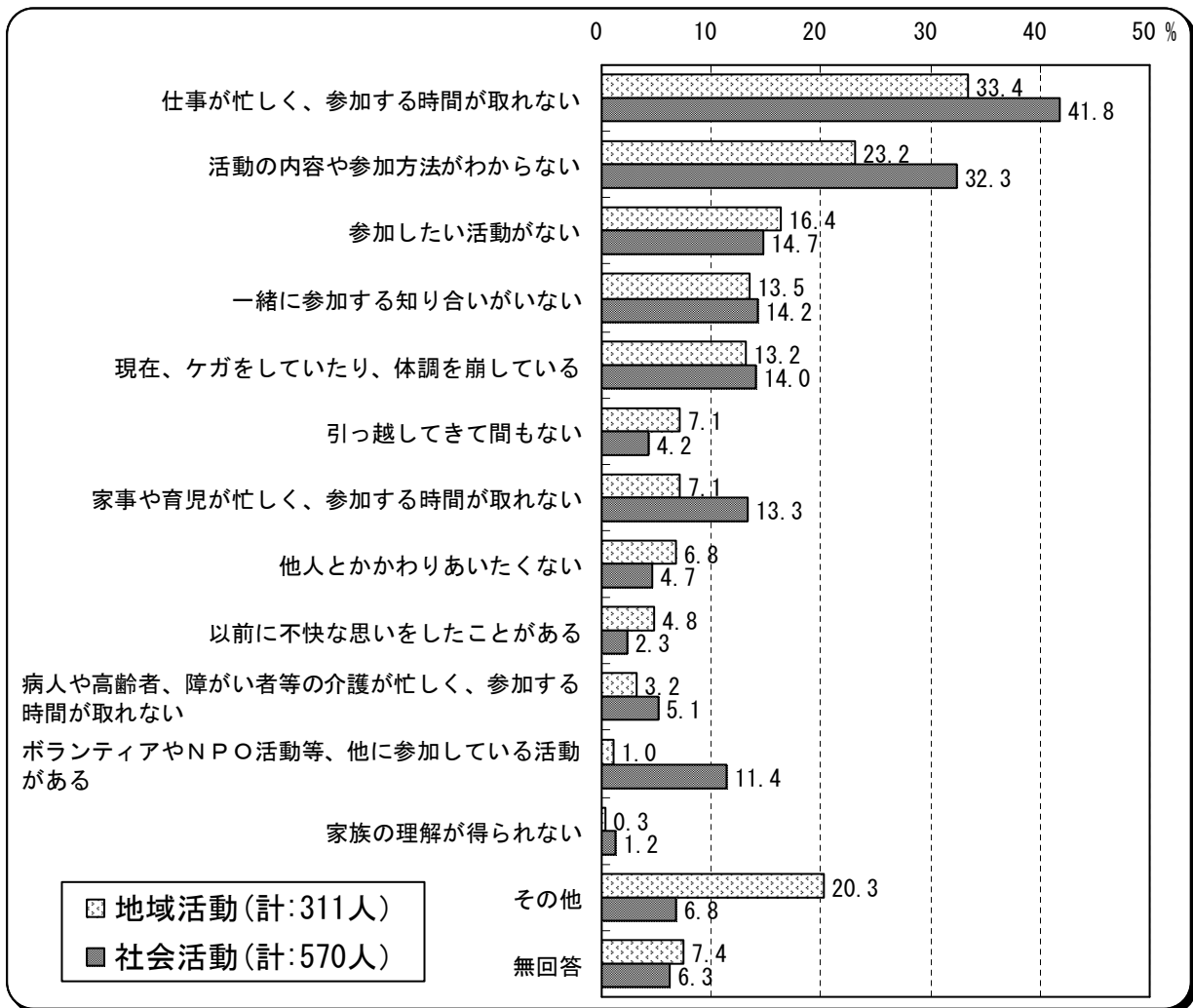
- ◆ 地域福祉を支える人材の育成に関しては、小美玉市社会福祉協議会の協力を得ながら、ボランティア養成講座の開催やボランティアセンターの運営を行っています。
- ◆ 平成 22 年 11 月 8 日現在において、市内にはNPO法人 4 団体、ボランティア団体が 35 団体(ボランティアセンター登録団体)あり、様々な分野で活動しています。
- ◆ 地域福祉を推進するためには、地域ごとの組織作り、人材確保が必要です。このため、本市では市民協働のまちづくりという視点から、市内の全小学校区を目標にコミュニティ組織の立ち上げを進めており、こういったコミュニティのなかには、教育や福祉といった特定の目的のもとに活動するコミュニティ組織（テーマコミュニティ）も増えています。
- ◆ アンケート調査によると、住民同士の支えあい活動が必要だと思っている人は 8 割以上にのぼり、現在活動していない人のうち約 6 割は、地域活動(行政区・常会(班)や子ども会など)や社会活動(ボランティア活動やNPO活動など)への参加意向をもっています。また、現在参加していない理由では、「仕事が忙しく、参加する時間がとれない」に次いで「活動の内容や参加方法がわからない」や「参加したい活動がない」が上位にあがるなど、潜在的な参加意欲が確認できます。

■住民同士の支えあい活動の必要性（単数回答）



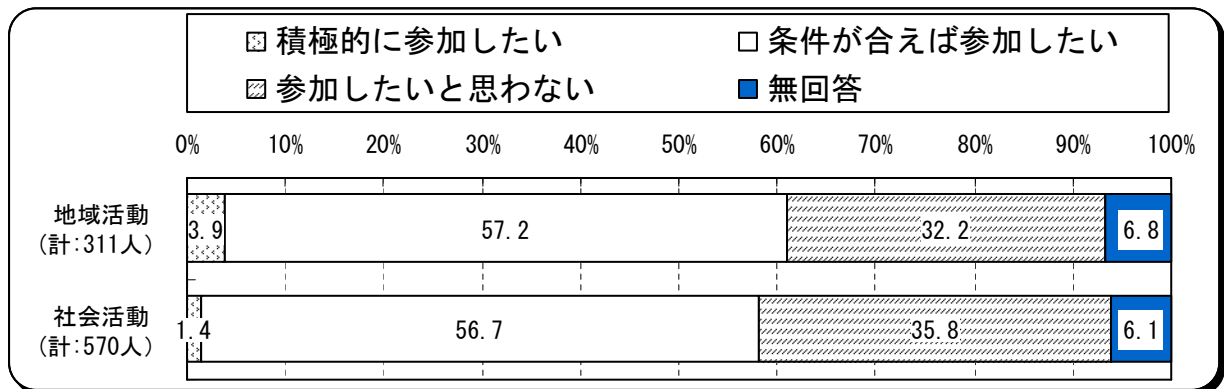
資料：アンケート調査

■地域活動及び社会活動に参加しない理由（複数回答）



資料：アンケート調査

■地域活動及び社会活動への参加意向（複数回答）



資料：アンケート調査

課題

- ◆ 地域福祉を推進していくためには、福祉人材の育成という人づくりの推進と、地域住民が主体的に参加し協力しあって、地域福祉を作りあげていくための仕組みづくりが重要です。
- ◆ 市では、NPO法人や多くのボランティア団体が活動していますが、活動に対する理解や認識を深めてもらうために、より一層、ボランティアや地域活動などの啓発・広報に努める必要があります。
- ◆ 潜在的な参加意向が高いことから、NPO法人やボランティア団体などの活動状況や協力者の募集情報などの情報提供を強化するとともに、活動日時や協力内容など参加しやすい条件整備も必要です。

施策の方向

① 人材育成体制の充実

地域活動やボランティア活動などに取り組むメンバーやリーダー不足を解消できるよう、養成講座の開講日時への配慮などにより、幅広い年齢層の人材の育成に努めます。

また、各団体と情報交換などを行い、各種研修会や専門講座などの開催を充実させ、人材の育成に努めます。

② 地域人材の発掘・活用

地域の様々な知識や技術をもった人材を地域福祉活動に活かせるよう、各団体と連携し、教室等の開催に取り組むとともに、様々な経験や知識をもった地域の人材を登録、活用できる仕組みづくりに努めます。

③ 社会活動等へ参加できる環境づくり

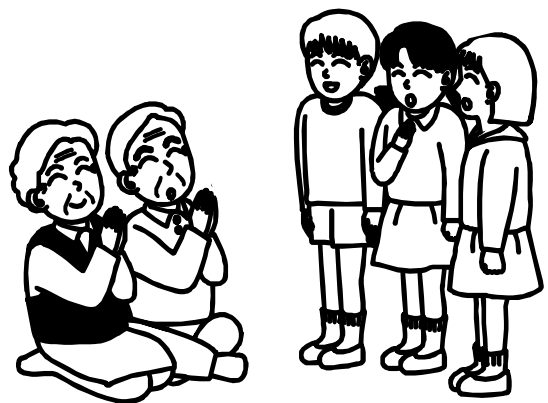
まちづくり組織支援事業の強化を図り、コミュニティ組織の育成・支援に努めるとともに、情報提供に努め、誰もが地域の一員として、自主的・主体的に社会活動へ参加できるような環境づくりを推進します。

④ 活動の活性化支援

ボランティア団体などの活動を支援するため、情報提供体制の充実を図ります。

また、中・高校生や大学生など、学生の地域活動への参加を促進するために、学生ボランティアの育成を図るとともに、関係機関と連携して地域活動への参加の機会を提供します。

さらに、地域貢献と実益、地域の活性化を兼ね備えたビジネス形態である「コミュニティビジネス^{※2}」について研究を進め、住民への啓発を検討します。



※² コミュニティビジネス…地域資源を活かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されている。

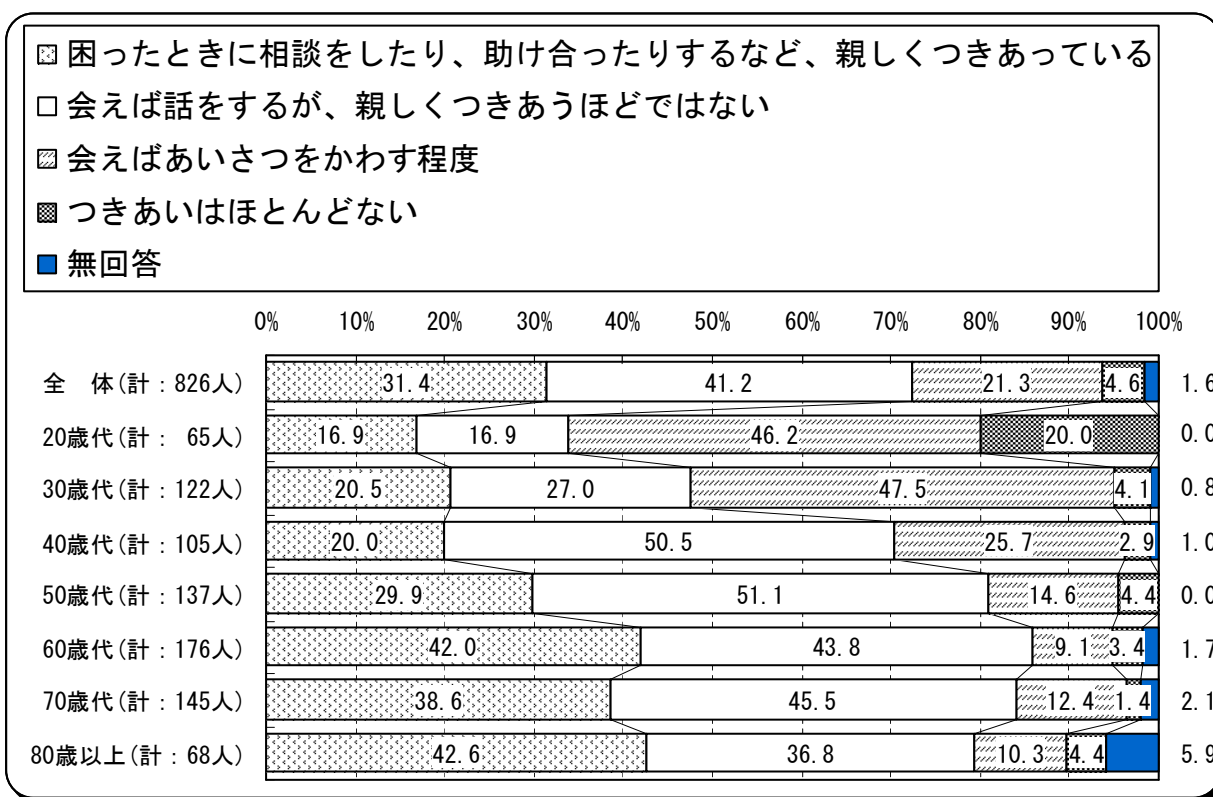
取組主体	取組内容
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアの重要性や、支え合いの大切さなどを積極的に話し合います。 ● 地域社会の一員として、できることから、できる範囲で、ボランティア活動に参加します。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 様々なボランティア講座を開催し、ボランティア活動に関する学習の場を提供するとともに、ボランティアの育成を推進します。 ● 講座や教室の開催日時に配慮し、幅広い年齢層や立場の方の参加を促します。 ● ボランティア活動に関する相談体制を充実させるとともに、情報提供や啓発を行い、ボランティア活動に参加しやすい環境をつくれます。
市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ● 各団体や関係機関との連携体制を強化し、人材育成やボランティア活動、社会活動に関する情報の収集・提供に努めます。 ● 様々な経験や知識をもった地域の人材を登録、活用できる仕組みの構築を進めます。 ● 各学校を通じ、学生ボランティアの拡大を目指します。 ● 市民参加による協働のまちづくりを推進するため、ボランティアやNPO法人が積極的に活動できる環境整備を進めていくとともに、活動支援の充実を図ります。 ● まちづくり組織支援事業の強化を図り、コミュニティ組織の育成・支援に努めるとともに、社会活動に関する情報提供を行い、市民の参画を促進します。 ● コミュニティビジネスに関する研究を進め、セミナーや講習会の開催など、市民への啓発を検討します。

3 地域でのふれあい、交流の場づくり

現 状

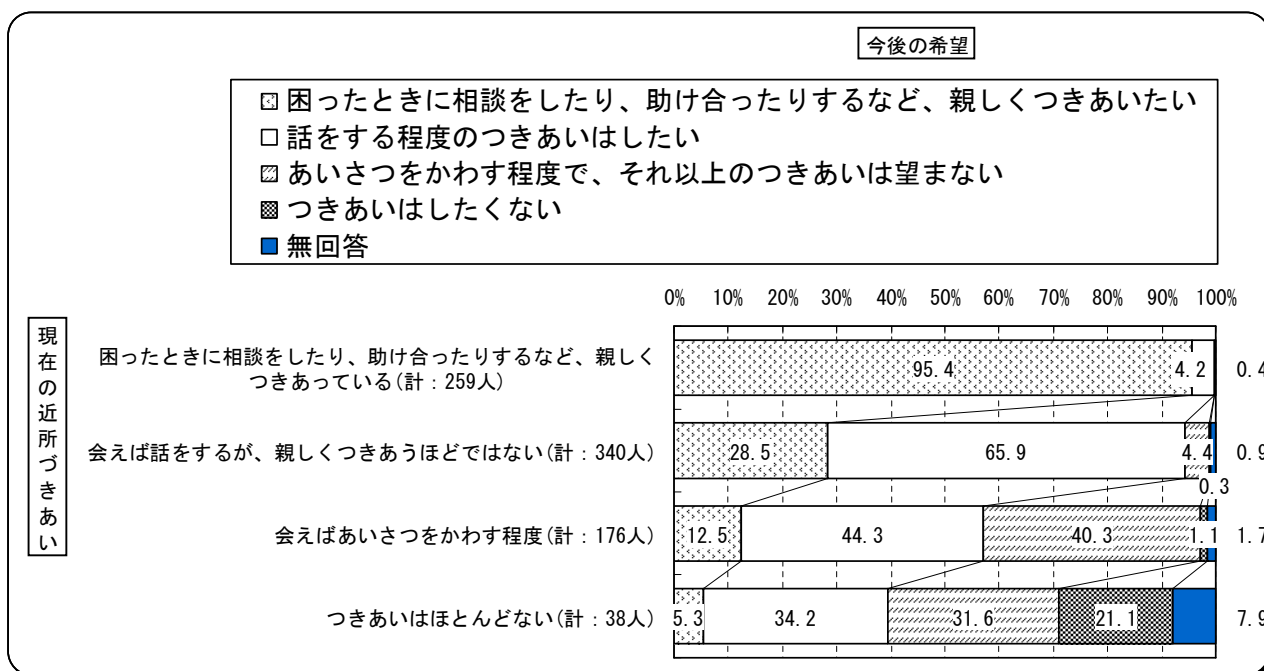
- ◆ 本市では、地域における様々な問題を市民自らが解決しようと、小学校区を単位とする地縁型のコミュニティ組織(地区コミュニティ)が5つの小学校区で発足し、これまで活発な活動を展開してきました。また、本市には、環境保全や教育・福祉など、特定の目的のもとに活動するコミュニティ組織(テーマコミュニティ)も少なくなく、年々、これらの団体は各種事業をとおして連携する機会も増えています。
- ◆ 本市に居住する外国人は年々増加傾向にあり、平成 21 年 3 月 31 日現在での外国人登録者数は 1,361 人にのぼり、全人口の約 2.5%を占めています。このため、日常生活を通して外国人との交流の機会は多く、国際化が進んでいます。
- ◆ 市民の交流機会として「ふるさとふれあいまつり」を開催しており、世代を超えた市民の一体感の醸成と郷土愛を深める夏の風物詩として定着しつつあります。
- ◆ アンケート調査によると、現在の近所づきあいは、「困ったときに相談したり、助け合ったりするなど、親しくつきあっている」(31.4%)や「会えば話をするが、親しくつきあうほどではない」(41.2%)が多いが、年齢別では若年者ほど近所づきあいが希薄となっています。また、今後の近所づきあいへの希望としては、現在の状態かそれ以上の親しいつきあいを望む人がほとんどとなっています。一方、住民同士の支えあい活動として、自分にできることと、して欲しいことを対比してみると、全体的にして欲しいことの割合が高く、需要と供給のバランスとしては需要が上回っている状態にあります。

■近所づきあいの現状（年齢別クロス集計）



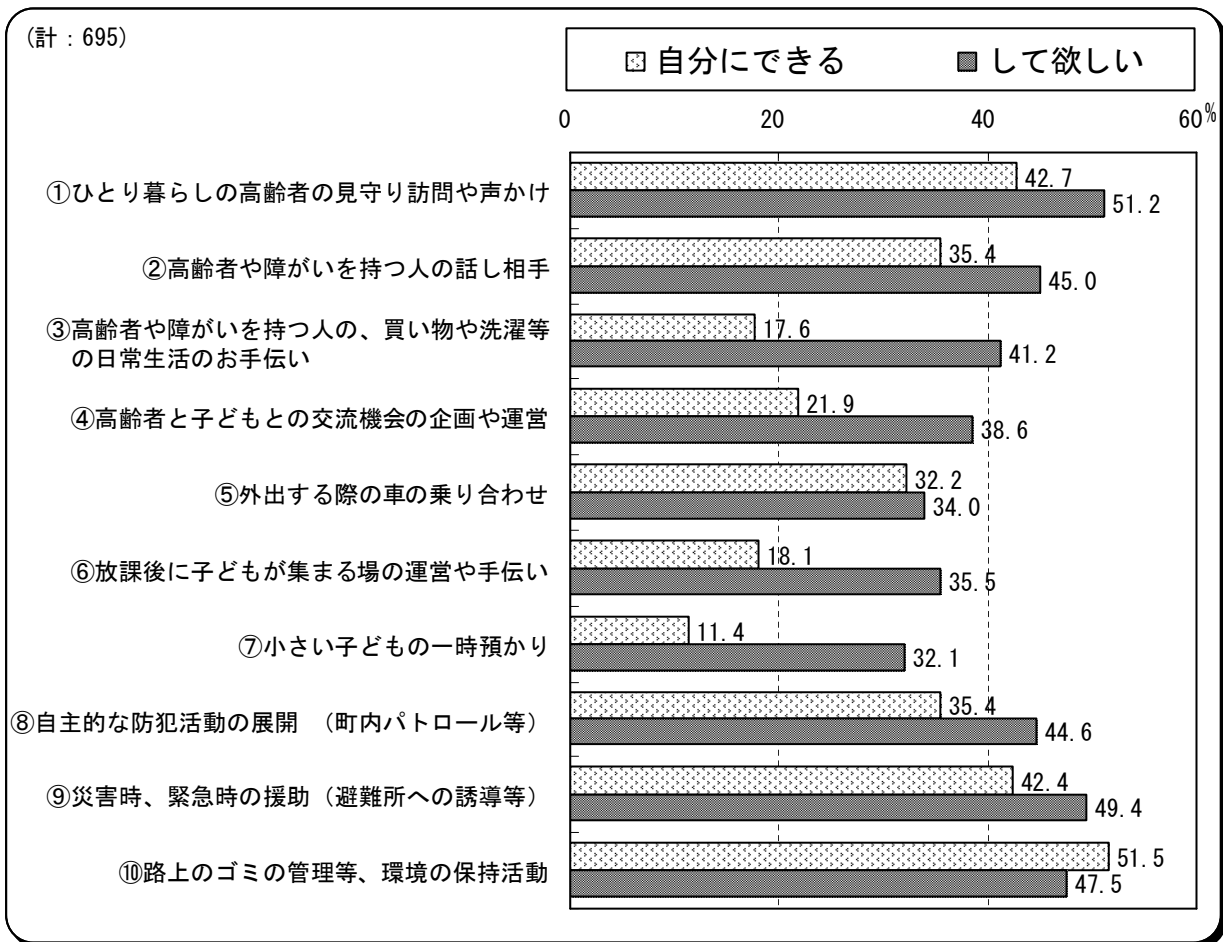
資料：アンケート調査

■近所づきあいの現状と今後の希望（設問間クロス集計）



資料：アンケート調査

■住民同士の支えあい活動（単数回答）



資料：アンケート調査

課題

- ◆ 地域福祉の中核的な活動組織として、地区コミュニティ組織やテーマコミュニティ組織を位置づけ、これらの拡大、活動の活性化が期待されています。
- ◆ 「ふるさとふれあいまつり」に代表される地域イベントは、コミュニティづくりに大いに貢献し、地域の個性を発揮するものとなっており、更なる充実が期待されます。
- ◆ 市民一人ひとりが国際理解を深めるとともに、外国人が日本人と同じ環境で働き、学び、遊び、暮らすための情報提供や生活環境の整備など、様々な支援をしていく必要があります。

施策の方向

① コミュニティ組織の拡大

「自分たちのまちは自分たちで創る」という住民自治の基本理念に基づき、地区コミュニティ組織やテーマコミュニティ組織の拡大に努め、市民のコミュニティ意識の高揚と、コミュニティ組織相互のネットワーク化、コミュニティの拠点の充実を図ります。

② 地域での交流活動の推進

「ふるさとふれあいまつり」など市民主体で運営する市民交流事業の充実に努めるとともに、行政区や常会(班)などの地域で行われる交流や、福祉施設で行われる地域との交流を推進し、より多くの人々が交流できる機会の創出を図ります。

③ 世代間交流の推進

保育所や幼稚園、小中学校における各種の行事などをおして、地域の人や高齢者、障がい者などとの交流の場を設け、交流やふれあいを促進します。

④ 外国人への支援

外国語による広報や生活ガイドブックなどにより、生活情報を提供するとともに、行政窓口での外国語対応力の向上に努めます。また、日本語ボランティアなどの外国人を支援する市民ボランティア活動の育成を支援するとともに、交流活動の充実などにより、外国人に対する市民の意識啓発に努めます。

取組主体	取組内容
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● あいさつや声かけ等を行い、隣近所との関わりを持つとともに、ひとり暮らしや子育て世帯、外国人などが地域で孤立するのを防ぐため、日常的なふれあいから始まる声かけ、安否確認など交流を活発にします。 ● 地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めます。 ● 行政区や常会(班)での活動、地域に根付いている祭りや行事などに積極的に参加することで地域のことを知り、地域への愛着を高めるとともに、高齢者や障がい者などとも積極的に交流します。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域単位でのふれあい活動を通じて、同世代のみならず、世代間の交流やふれあいを啓発します。
市(行政)	<ul style="list-style-type: none"> ● 先行して実施している地区コミュニティやテーマコミュニティなどのコミュニティ組織に関する啓発活動を強化するとともに、他地区での立ち上げなど、コミュニティ組織の拡大に努めます。 ● 「ふるさとふれあいまつり」や各種地域行事など、市民主体での交流事業の充実に努め、高齢者や障がい者のみならず、多世代が気軽に参加し、楽しめる交流の機会づくりを目指します。 ● 保育所や幼稚園、小中学校、福祉施設などにおける各種行事をとおして、地域の人や高齢者、障がい者などとのふれあう機会の創出に努めます。 ● 外国語による広報や生活ガイドブックを作成するとともに、行政窓口での外国語対応能力の向上に努め、本市在住の外国人に対して、生活情報の提供を行います。 ● 日本語ボランティアなどの、外国人を支援する市民ボランティアの育成を支援するとともに、交流事業などを充実し、外国人に対する市民の意識啓発に努めます。

第3章 安心して暮らせるまちづくり

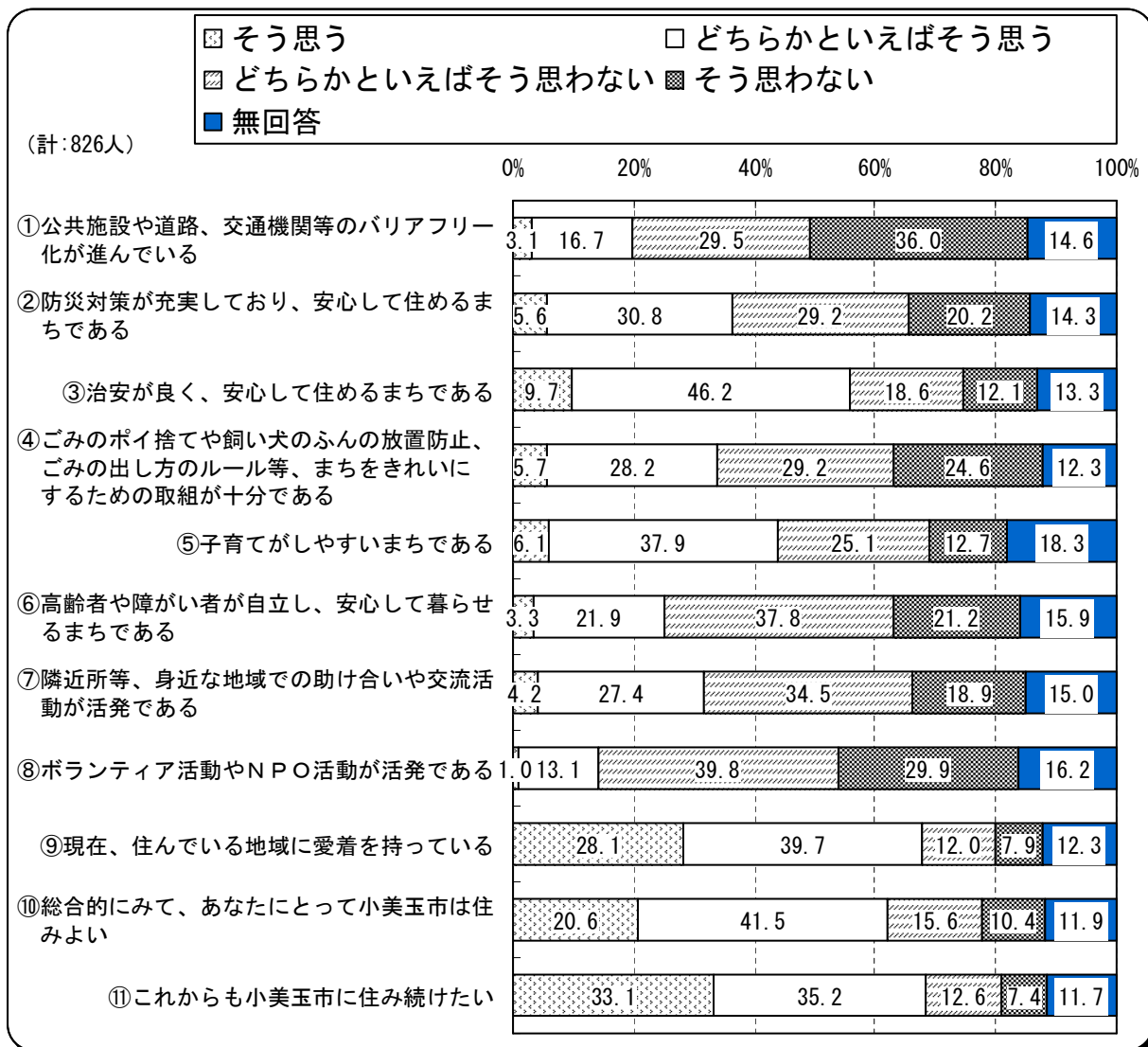
1 生活環境整備の充実

現 状

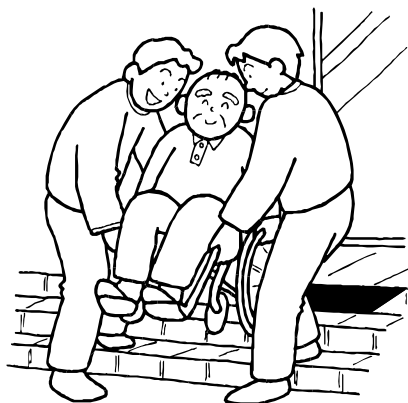
- ◆ 高齢者や障がい者が安心して快適に生活できる環境とは、あらゆる人にとって、安全性、利便性、快適性が確保されていることであり、現在は、そういった環境づくりを目的とした「ひとにやさしいまちづくり^{※1}」が推進されています。しかし、地域の中で安全で快適に生活していくうえでは、様々な障壁（バリア）が存在します。こうしたなか、市の新設公共施設については、バリアフリーに配慮した建設がなされており、既存施設においては、改修工事に併せたバリアフリー化を行っています。
- ◆ 高齢者や障がい者は、移動手段が限定されるなどの理由から、外出が困難となる場合があります。市中のバリアフリー化や移動手段の確保などにより、外出に対する抵抗感が少なくなり、日常生活の行動範囲拡大が期待できます。
- ◆ アンケート調査によると、地域や周辺環境について、公共施設や道路、交通機関等のバリアフリー化や、ボランティア・NPO活動はあまり進んでいないという印象を持っている人が多いことがわかります。

※¹ ひとにやさしいまちづくり…高齢者や障がい者を含むすべての人が安心して快適に暮らせるまちづくり。

■地域や周辺環境（単数回答）



資料：アンケート調査



課題

- ◆ 道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、高齢者や障がい者などすべての人が利用しやすい施設になるような、ハード面のバリアフリー化を推進する必要があります。また、安心して生活できるまちをつくるために、ユニバーサルデザイン^{※2}に配慮したまちづくりを推進する必要があります。
- ◆ 移動支援サービスなど、外出支援の仕組みが有効に活用されているかどうか点検するとともに、より有効性の高い支援方策がないか検討する必要があります。

施策の方向

① ユニバーサルデザインの推進

「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」や「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」に従い、道路や公園、建物などのバリアフリー化はもちろんのこと、ユニバーサルデザインに配慮した取り組みを関係機関と連携を図りながら推進します。

また、公共施設だけでなく、民間施設など誰もが利用しやすいまちづくりを促進します。

② 「ひとにやさしいまちづくり」の啓発

「ひとにやさしいまちづくり」は人々の意識づくりからはじまり、行政が行うハード面の取り組みだけで達成されることではないことから、市民に対してもあらゆる機会を通じて啓発活動を行っていきます。

③ 身近な公共交通システムの充実

交通弱者への対応に向けて、身近な交通手段である路線バスの運行路線・本数の維持確保に努めるとともに、多様化した市民ニーズに即した総合的な公共交通システムの構築を図ります。

※² ユニバーサルデザイン…年齢・性別・身体・国籍など人々が持つ様々な特性の違いを越えて、できるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設・建物・製品・環境・行事等をデザイン〔計画・実施〕していこうとする考え方。

取組主体	取組内容
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校や商店街などと連携して、地域におけるバリアのチェックを行い、その改善方策を検討、実行します。 ● 杖や車いすを利用する人にとって移動の大きな妨げになる違法駐車や駐輪をしません。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 研修会や会議、広報活動等を通じて、ユニバーサルデザインの理念を啓発します。
市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ● 「バリアフリー新法」や「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。 ● 公共施設や道路について、改修や新設の機会を活用して、バリアフリー化、ユニバーサルデザインによる整備を推進します。 ● 「ひとにやさしいまちづくり」の理念について、広報紙やホームページ、啓発冊子による啓発、セミナーや講座の開催など、あらゆる機会を通じて啓発に努めます。 ● 路線バスの運行路線や本数の維持確保に努めるとともに、デマンド交通など、多様化する市民ニーズに即した公共交通システムの構築に努めます。

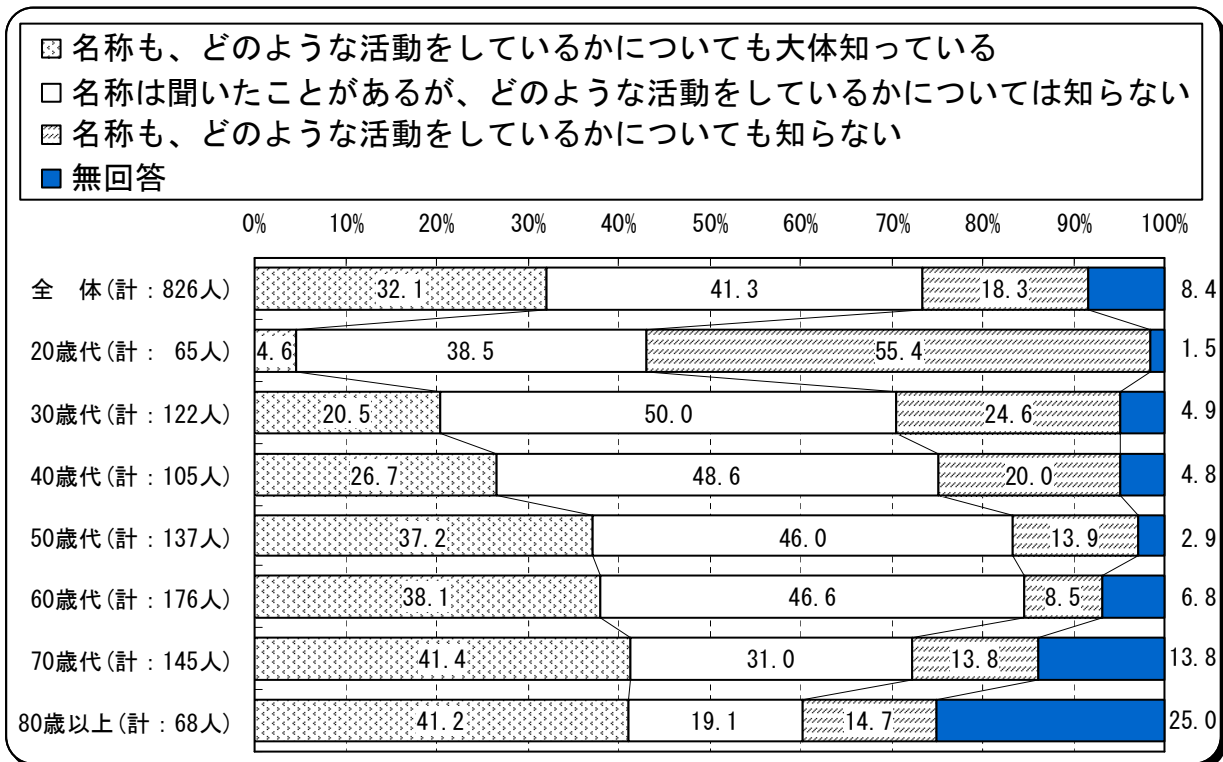
2 地域福祉のネットワークづくり

現 状

- ◆ 本市は平成18年に旧小川町、旧美野里町、旧玉里村の2町1村が合併したものであり、旧町村単位で構築されていた福祉ネットワークを地域ケアシステムとして構築しています。その一環として、「地域ケア実務者会議」を開催するなどして、民生委員・児童委員や関係機関などと情報交換のできるネットワークの構築を目指しています。
- ◆ 児童虐待や高齢者虐待、ドメスティック・バイオレンス^{※3}(以下「DV」)などの人権侵害はあまり表に出ることなく、家庭内の問題として潜在化する傾向があります。各種相談機関や相談窓口もありますが、被害者が幼児や高齢者といった場合、訴えること自体が困難な場合も多くみられます。本市では、防止や早期対応に向けた啓発活動や、虐待防止連絡会、地域ケア会議などのネットワークづくり、相談窓口の拡充など、防止・早期発見・早期対応のための態勢づくりに努めています。
- ◆ アンケート調査によると、小美玉市社会福祉協議会の名称と活動内容をともに知っている人は32.1%、また、地域の民生委員・児童委員を知っているという人は35.5%と少なく、両者とも若年者ほど知っている割合が減少しています。さらに、民生委員・児童委員の活動内容についてたずねたところ、23.1%が「知っている活動はない」と回答し、知っている活動内容として最も高かった「住民の生活に関する相談業務」は37.2%にとどまっています。

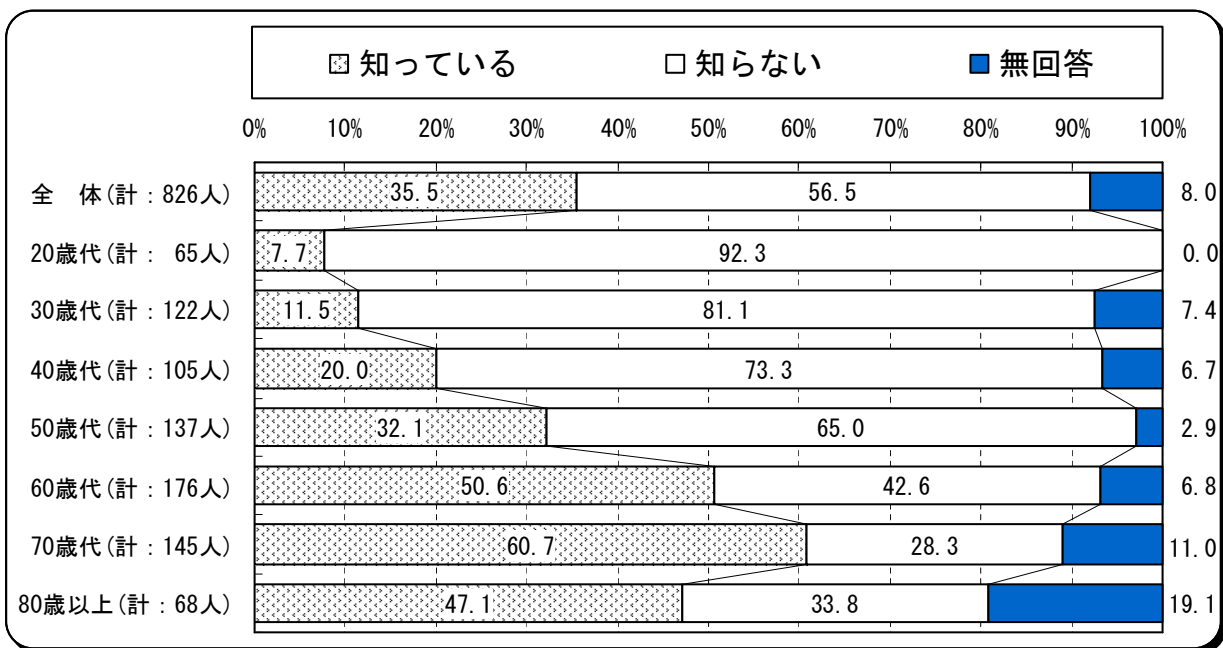
※³ ドメスティック・バイオレンス…DVと略すこともある。配偶者や恋人など親密な関係にある、もしくはあった者から振られる暴力。暴力には、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力などがある。

■社会福祉協議会の認知度（年齢別クロス集計）



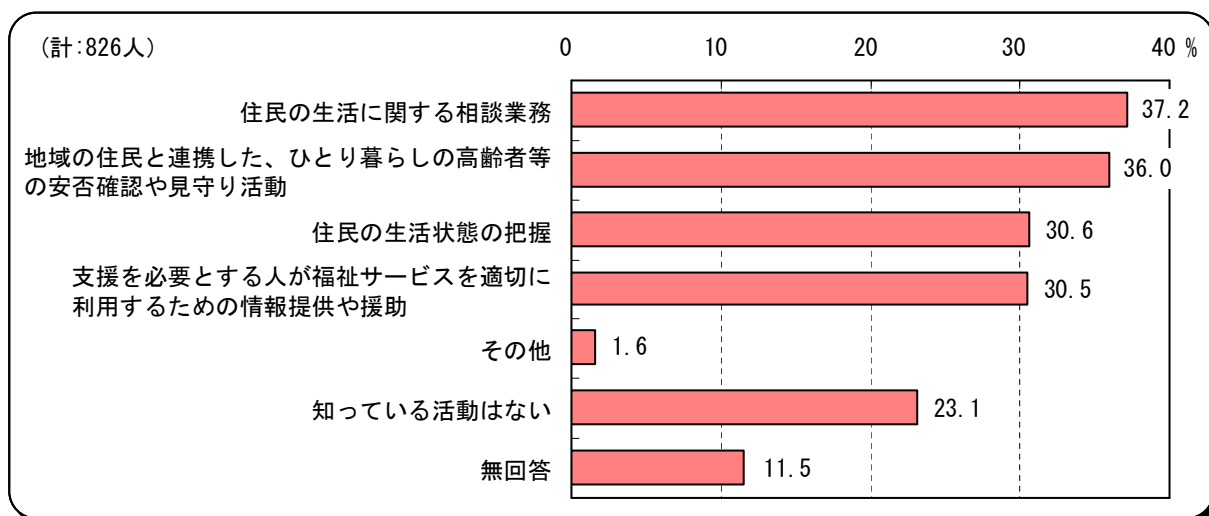
資料：アンケート調査

■居住地の民生委員・児童委員の認知度（年齢別クロス集計）



資料：アンケート調査

■民生委員・児童委員の活動内容の認知度（複数回答）



資料：アンケート調査

課題

- ◆ 地域福祉の重要な担い手である小美玉市社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉員などの市民に対する認知度を高め、市民の理解と協力、活動の活性化を図る必要があります。
- ◆ 複雑多様化した地域の生活課題を解決するためには、地域福祉の推進に大きな役割を担っている小美玉市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉員、地域包括支援センターなどと行政のそれぞれが持つ情報を共有することが必要です。
- ◆ 虐待やDVの防止に向けて、地域住民の協力が不可欠であることの啓発を行い、より強い協力体制を築くことが求められています。
- ◆ コミュニティ組織の拡大とともに、ボランティア団体、NPO法人など、地域福祉を支える活動団体相互の連携体制を整え、情報交換や共同事業などを推進し、効率的で効果的な活動推進を支援する必要があります。

施策の方向

① 地域福祉の担い手の周知

小美玉市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉員、地域包括支援センターなどの活動については、関係機関との連携のもとで広報などによる更なる周知に努めます。

② 地域福祉ネットワークの構築

コミュニティ組織や行政区・常会(班)のように地域に根ざした活動を行っている団体のほか、ボランティア団体やNPO法人のように、地区を越えた広い範囲で活動している団体、小美玉市社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉員、地域包括支援センターなどの地域福祉の担い手などがつながり、効率的で効果的な活動が行えるよう、情報交換の機会提供などによる支援を行います。

③ 虐待・DVに対する防止体制の強化

児童虐待や高齢者虐待、DVなどの防止・早期発見・早期対応に向けて、市民に対する周知と協力の啓発を行い、防止体制の強化を図ります。また、早期対応体制として、福祉関係者や専門機関、警察、関係機関等との連携を密にし、迅速かつ円滑な対応がとれる体制づくりに努めます。

④ 当事者同士のネットワーク確立

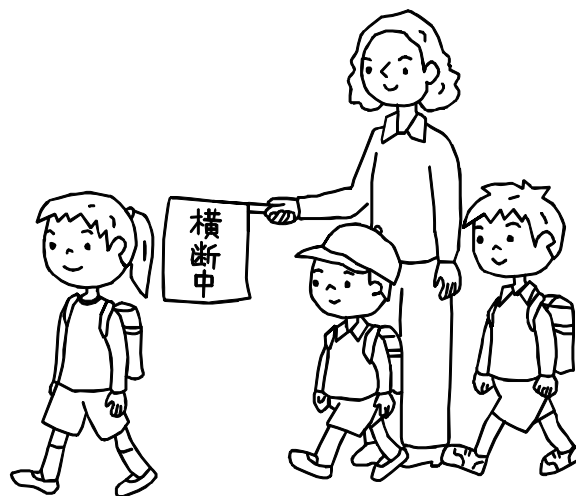
福祉課題を抱える当事者同士の支えあいは、それ自体ひとつの意味をもつもので、日常生活や社会生活での相談を気軽に心を開いてできるということにもつながります。このような当事者同士のネットワーク構築に向けて、関係機関と連携しながら支援を検討します。

取組主体	取組内容
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員・児童委員や福祉員、地域包括支援センター、小美玉市社会福祉協議会等の役割を理解し、その活動を積極的に活用するとともに、個人情報の保護に配慮しながら地域の支え合いに必要な情報交換に努めます。 ● 身近な虐待やDVに関心をもち、日頃から声を掛け合うなど発生の防止に努めるとともに、虐待の疑いがある場合には、すみやかに関係機関へ通報します。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアセンターの運営など、地域福祉ネットワークを構築する中心的な役割を担い、民生委員・児童委員や福祉員、地域包括支援センターなどとの情報交換を密にするとともに、社会福祉施設やNPO法人などとのネットワークづくりに努めます。 ● サービス提供や相談窓口などで、虐待やDVに関する情報があつた場合には、対応策を検討するとともに、個人情報の保護に留意しつつ、すみやかに関係機関へ連絡します。
市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉を支える、民生委員・児童委員や福祉員、地域包括支援センター、小美玉市社会福祉協議会等について、広報紙やホームページ、情報紙などを活用して市民への啓発に努めるとともに、それら相互の情報交換を促進し、効率的で効果的な活動となるよう支援します。 ● 虐待やDVに関する相談窓口の広報を行うとともに、各相談窓口や専門機関など関係機関との連携体制を密にし、個人情報の保護にも留意しながら、円滑な対応体制の構築に努めます。 ● 福祉課題を抱える当事者同士の支え合いづくりのため、当事者間のネットワークづくりに関する研究を進めます。

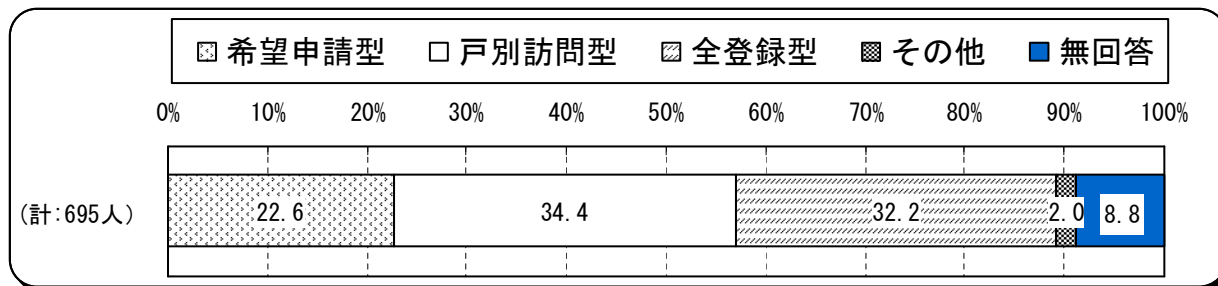
3 防犯・防災体制の充実

現 状

- ◆ 近年、子どもを狙った犯罪が多く発生し、子どもを取り巻く環境への懸念が拡大しています。これに対し本市では、地域の自警団など、地域防犯組織が防犯パトロールなどの自主防犯活動を行っています。また、平成21年7月には小美玉防犯連絡協議会が設置され、組織的な活動が展開されています。
- ◆ 防災については、市の地域防災計画に基づいて、個人の自覚に根ざした自助、地域コミュニティなどによる共助、行政による公助が相互補完した防災体制を確立し、減災社会の実現を目指して取り組んでいるところです。
- ◆ アンケート調査によると、災害や緊急時に備えた個人情報の収集方法で、戸別訪問型と全登録型に回答があつまり、両者の差は2ポイント程度とわずかでした。



■災害や緊急時に備えた個人情報の収集方法（単数回答）



※希望申請型…援助を必要とする人の自発性を尊重するため、広報等で制度をお知らせし、希望者の申し出により登録する方法。

戸別訪問型…戸別に援助が必要と思われる人を訪問し、制度をお知らせすると同時に、情報登録への同意を求める方法。

全登録型 …援助を必要とする人の情報の漏れをなくすため、当事者の同意の有無に係わらず、福祉部局等で収集した情報を市役所、消防、民生委員等で共有する方法。

資料：アンケート調査

課題

- ◆ 昨今の多様化する犯罪等に対して、市民が被害にあわないように、地域防犯組織や警察など関係機関が一体となって、地域防犯体制の強化・充実を図ることが望まれます。
- ◆ 緊急時や災害時に、支援を必要とする人のプライバシーや個人情報の保護に配慮して防犯・防災体制の充実を図る必要があります。

施策の方向

① 防犯・防災意識の啓発

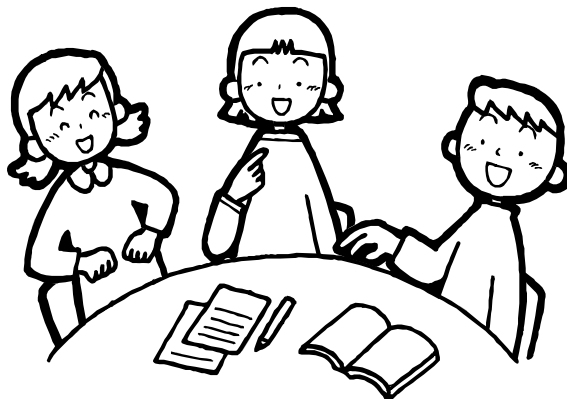
防犯・防災に関する広報等により住民への意識啓発を行うとともに、防犯パトロールの実施や、地域防災組織等を対象とした防犯講習会の実施、ボランティア等による普及啓発活動などにより、防犯・防災意識の啓発に努めます。また、防災マップの作成・配付や防災訓練の実施等による意識啓発にも努めます。

② 防犯・防災体制の強化

電話連絡網やFAX等により、地域防犯・防災組織や警察、関係機関とを結ぶ防犯ネットワークの整備を進めるとともに、地域における自主的な防犯活動の支援に努めます。また、災害時における迅速かつ確実な情報伝達に努めるとともに、防災行政無線など施設の充実に努めます。

③ 緊急時の避難体制の確立

小美玉市災害時要援護者台帳を活用し、市と福祉関係者等が連携して、高齢者や障がい者等の所在を把握し、個々の避難・救護体制を整備します。また、高齢者や障がい者、乳幼児をもつ保護者等に配慮した避難所や避難経路の整備を進めるとともに、避難所における介護者の確保を図るため、通常時から、ヘルパーや手話・点字通訳者等のネットワーク化を進めます。さらに、緊急時のボランティア受け入れ態勢の整備を図ります。



取組主体	取組内容
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 日頃の近所付き合いの中から、災害時に協力し合い、助け合うことができる防災体制を整えるとともに、防災訓練や防犯パトロールには積極的に参加します。 ● 犯罪の特徴や発生箇所、さらには不審者の情報等、防犯につながる情報を警察署や防犯協会各支部など関係機関から収集し、地域で情報の共有を図ります。 ● 防災訓練を通じ、避難場所、避難経路などの確認を行うとともに、災害時要援護者に配慮した防災体制の点検を行います。 ● 個人情報の保護に留意しつつ、日頃から高齢者や障がい者などの存在を認識し、災害時には家族や隣近所での情報伝達、救助などが円滑に行えるようにするとともに、災害時要援護者の避難支援に積極的に協力します。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関と連携を図りながら、災害ボランティアの育成に努めます。 ● ヘルパーや手話・点字通訳者等のネットワーク化を図り、災害時、避難場所における高齢者や障がい者などの意思疎通支援ができる体制づくりに努めます。

取組主体	取組内容
市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙やホームページ、啓発冊子などにより、地域での防犯・防災の意識づくりを呼びかけます。 ● 防災マップの作成・配付や防災訓練の実施などによる啓発を行います。 ● 警察署や消防署、地域防犯・防災組織との連携体制を構築し、防犯・防災情報の共有を図るとともに、防犯・防災に関する自主活動の活性化を推進します。 ● 広報紙への掲載や説明会の開催などにより、災害時要援護者の避難支援に関する内容の周知を図るとともに、各地域で開催される防災訓練などに、その地域の高齢者や障がい者などの参加を促し、実践的、効果的な防災対策を講じます。 ● 災害時の安全を確保できるよう、災害時要援護者やその家族、介護従事者、民生委員等に対して、避難場所や避難経路の確認、さらに、非常持出品の備えや避難時の心構えなど防災知識の普及・啓発等を行います。 ● その地区の災害時要援護者などの避難を考慮した、避難所用緊急物資の整備に努めます。

第4章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域のふれあいを大切に
したまちづくりや、きめ細かな福祉サービスの提供が求められています。しかし、今
日の複雑化した社会環境の中で、地域では様々な生活課題や困難な問題を抱える人た
ちも増えており、行政や一部の専門家の力だけでは解決が困難になっています。その
ため、市民、地域（行政区・常会(班)等）、社会福祉協議会、行政がそれぞれの分野
において積極的に役割を果たし、協働しながら、地域社会全体で計画の実現に向けた
取り組みを進めます。

2 計画の評価体制

計画の評価は、次回計画策定の際にアンケート調査等を行い、制度の浸透状況や住
民の意向を把握したうえで、計画の点検・評価を行っていきます。また、普段のケー
スワークの際にも当事者からの声や民生委員・児童委員等からの情報により、逐次、
意向の把握に努め、計画の点検・評価を行い改善に努めます。

資料編

1 策定経過

年 月 日	内 容
【平成 21 年度】 平成 21 年 10 月～11 月	小美玉市地域福祉計画に関するアンケート調査実施 配付数：2,000 人 回収数：826 人 回収率 41.3%
【平成 22 年度】 平成 22 年 12 月 27 日	第 1 回小美玉市地域福祉計画策定委員会 (1) 委員長、副委員長選出 (2) 計画素案について
平成 23 年 1 月 24 日	第 2 回小美玉市地域福祉計画策定委員会 (1) 地域福祉計画の内容検討
2 月 22 日	第 3 回小美玉市地域福祉計画策定委員会 (1) 地域福祉計画の内容検討

2 小美玉市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 小美玉市は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定に基づき小美玉市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、小美玉市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 地域福祉計画の立案に関すること。
- (2) 地域福祉計画策定に関する調査及び連絡調整に関すること。
- (3) その他地域福祉計画策定に関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民の代表
- (2) 市議会の議員
- (3) 福祉関係者
- (4) 保健医療関係者
- (5) 行政機関関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画策定に係る事項が終了したときまでとする。ただし、委員が欠けた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

- 3 委員長は、委員会の会務を総括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が開催するものとする。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、計画策定のために必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉事務所社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

3 小美玉市地域福祉計画策定委員会委員名簿

区 分	氏 名	役職名等	摘 要
市民の代表	中 島 浄	区長会代表	
〃	狩 谷 義 明	小美玉市PTA連絡協議会代表	
〃	額 賀 光 博	学校長会代表	
福祉関係者	我 妻 英 吉	民生委員児童委員代表	
〃	遠 藤 良 夫	民生委員児童委員代表	
〃	大和田 努	ボランティア連絡協議会代表	副委員長
〃	石 塚 清	老人クラブ連合会代表	
〃	立 村 忠	身体障がい者福祉協会代表	
〃	小 倉 孝 芳	身体障がい者父母の会代表	
〃	諸 岡 信 裕	医療関係者代表	
〃	中 山 洋 一	福祉施設代表	
〃	長 島 幸 男	介護施設代表	
〃	川 上 久 機	社会福祉協議会代表	
議会関係者	山 口 良 元	文教福祉委員長	委員長
行政関係	海老澤 保 雄	保健福祉部長	
〃	橋 本 善 夫	健康増進課長	
〃	長谷川 和 志	介護福祉課長	
〃	本 多 正 男	子ども福祉課長	

小美玉市地域福祉計画

発行： 小美玉市 平成23年3月

編集： 小美玉市保健福祉部 社会福祉課

〒311-3495 茨城県小美玉市上玉里1122

T E L 0299-48-1111 (代)

F A X 0299-58-4846
